

員には町内有識者を委嘱、初代委員長は片岡真一）の協議によつておこなわれたが、その組織として教養部・体育部・弘報部・産業経済部・芸能部・婦人部・青少年部（終りの二つは二十七年度より）があつた。発足当初の事業で目立つのは、第一にしばしば講演会を開催して、講師には当時A級戦犯の教諭師として声名の高かつた東大教授花山信勝、著名な教育学者森信三や小原国芳などを招いているし、また好評の教育的映画観賞会を開くなど、その抱負に述べているように町民道義の高揚に意を用いていること。第二に俳句会・短歌会を開いたり、図書の充実を図つたりして文化水準の向上に努めていることである。ことに読書の普及には力を入れ、弘報で毎号購入図書の紹介をし、また町内の理髪店・美粧院に雑誌をまとめて貸し出すなどの工夫・配慮をしている。

二十七年十一月教育委員会発足により、公民館はその所属となつたので、町長の館長兼任を解いて、片岡真一が館長を委嘱された。その就任の弁に「公民館は実際生活に即して教育・文化に関する事業を行い、教養の向上、産業経済の振興、健康の増進、情操の純化を図り町の発展に寄与する」と述べ、世相の安定に伴い、公民館本来の目的に立つて全町民なかんずく各種関係団体の協力支援を求めている。新館長就任後の二十八年度事業計画を掲げる。

- ①教養部（教育映画会・各種講演会・作法講習・俳句会・読書会・図書貸出）
- ②体育部（ハイキング・野球大会・町民体育大会・卓球大会・剣道・スキー大会・衛生講話）
- ③弘報部（隔月発行）
- ④産業経済部（経済講演会・農業技術研究会・農産物品評会・物産展示会・観光座談会）

- (5)芸能部（盆踊大会・演劇研究発表会・囲碁将棋会・カルタ会・華道展示会）
 - (6)青少年部（青年座談会・討論会・簿記講習会・家庭法律講話）
 - (7)婦人部（婦人学級・生活改善）
 - (8)一般之部（子供の日・母の日の行事・老人の日の行事・成人式）
- かなり多方面にわたって計画されている。

第二節 高度成長と観光事業

(1)高度成長と町勢の振興

振興計画の策定 昭和三十年代に入り、リクリエーションの大衆化時代を迎えて、城崎町はかつてない繁栄ぶりを示し、各外湯浴場、温泉旅館の増改築がきそつて行われ、急速に大谷川の谷間は高層建築でうずまつた。この時期観光客は増加の一途を辿り、城崎町は一つの成熟期に達した。

しかしながら昭和三十年代後半には観光客の伸びは鈍化傾向を示し、城崎町の将来に暗い影を落す変化が表れた。それは観光客の観光志向の多様化と城崎温泉観光環境のギャップ、自動車時代の到来等であつた。

これに対処するためには、従来のような当面する経済的・社会的施策等を中心とする振興計画でなく、中長期の展望に立った町振興計画の策定がせまられた。昭和四十二年十二月、このままなり行きにまかせていては、城崎の良さが失われ、将来悪い都市条件の中で苦しむこととなり、また観光の行きづまりを招来するので、ま

すつぎの三つを城崎の町づくりの基調とした。

一、伝統的な良さを守る。

二、観光要求に正しく答える。

三、住みよい土地社会を作る。

この三つの基調は、城崎町をどのように開発整備して行くべきかの具体的な七つの課題を掲げている。それは

一、旧城崎の修景保存。

二、新城崎の開発。

三、両者の有機的な結合。

四、新しい交通システムの創造。

五、新しいリクリエーション体系の創造。

六、新しい型の宿泊体系。

七、住環境の整備と新住宅地の開発。

また、現状の土地利用が、中心部で過密になつた環境の悪化にともない、災害の危険が深刻となり、周辺では異種用途地の混在、土地の零細分散、過当な地価の高騰、農地の浸蝕等の弊害がおこりつつある中で、土地利用計画の基本方針としては、湯島区内では、周辺の山の緑を保全し、これを侵さないため海拔二七五メートル以上に建築物を設けない。また景観をささえぐる高層建築等を制限する緑地の保全、住宅地域の開発は区画整理事業を行い、まず生活環境の整備を前提として進める。湯島区平地部を「商業地域とする」商業地域の拡充が計画さ

れている。

城崎の歴史と伝統の中に築かれた美しい街並みは、それ 자체を貴重な観光資源として、城崎の美しさを保存しながら環境景観を向上させるため、保存修景計画を作り、その計画を支える意識開発、法的規制の早急な検討がなさるべきである。等を内容とした城崎温泉総合都市計画基本計画が立案され、昭和四十二年十二月十六日城崎町都市総合開発計画審議会に諮問された。

昭和四十三年五月一日同審議会は、この計画に折り込まれてない産業開発、社会開発を補充した内容を有する総合計画を別に作成し、目標年次と財政計画を明確にすべきとの答申がなされた。ここに城崎町の中長期展望に立つた青写真ともいべき城崎温泉総合都市計画基本計画が策定された。

これをうけ、さらに農業部門、住民福祉の分野などの計画を補充し、具体的な施策を明確にした、総論・基本構想・基本計画・実施計画からなる城崎町総合振興計画が策定され、昭和四十三年五月一日城崎町都市総合開発計画審議会に諮問された。

同審議会は、速かに計画を決定し、今後の町行政の指針として、この計画を意欲的に推進されることの要望とする答申がなされ、ここに城崎町振興計画が策定された。



写223 城崎町一の湯付近

城崎町環境保全　高度成長における経済開発優先施策が進むと、人間の生活に欠くことのできない「大気」や「水」や「緑」の自然がそこなわていった。そうした中で良好な生活環境の保持が呼ばれ、公害の防止、自然環境の保全、交通安全の確保、乱開発の防止等が各地域において検討がなされはじめた。

城崎町においても町民のより良き生活環境の保持はもとより、城崎温泉のシンボルともいえる美しい自然環境に恵まれた町の景観を、その伝統的意識に培われた共存共榮の精神とともに守り育ててゆくことが強く求められた。

城崎温泉を訪ねる多くの浴客は、四圍が緑につつまれその中央に大谷川の柳桜並木とその下に護岸の玄武岩が目にうつり、和風を基調とした木造建築物の軒を接した昔ながらの面影を残す町並みと、古い温泉たる情緒をとくに好んだ。

そしてこれらの中のすべては、城崎温泉の大きな観光資源でありまた、町民にとってもこの上ない住みよい町並みであるとともに、この景観をみなで守り育ててゆくことこそ町民の課せられた責務である。

伝統的な良さを保全するということは、ただ単に「古いもの」を固定化し個別的に保存したり、過去の單なる模倣追随を意味するものではない。古いもの、新しいもの、未来を示すもの等を対立総合して、創造的に保全していくとするものである。

保存修景への取り組みは、環境保全の立場から、良好な生活環境を保持し住みやすい地域社会を維持するため、町—町民—事業者の責務を明確にし、環境保全のために公害防止、自然環境の保持、社会環境の整備、

交通安全の確保、伝統的遺産等の保持、環境衛生の推進、乱開発の防止等を盛りこんだ町民憲章的な基本条例制定への動きとして現れた。

しかし問題点としては、町民全体の意志の総和の観点より、部分的には一部の個人、企業の考え方による制圧を加えたりあるいは、変更せしめたり私権の制限を余儀なくする一面があつた。

具体的には保存修景をしてゆく区域を指定し、指定区域内では建築物や工作物の新築・増築・宅地造成・竹木の伐採・土石類の採取等に対し、「町が」助言・指導・勧告をすることができるとするもので、とくに指定区域内の建築については、

一、外観は和風を基調として周辺の市街地景観と調和のとれたものであること。

一、建築の外観—例えば塔屋の部分等、あるいは色彩等についても助言すること。

一、一定以上の敷地の場合には植栽等の配慮を求めること。

一、建築物の高さは日照、眺望、周辺との調和を基準として一定の高さ制限を求めることが。
等とされた。

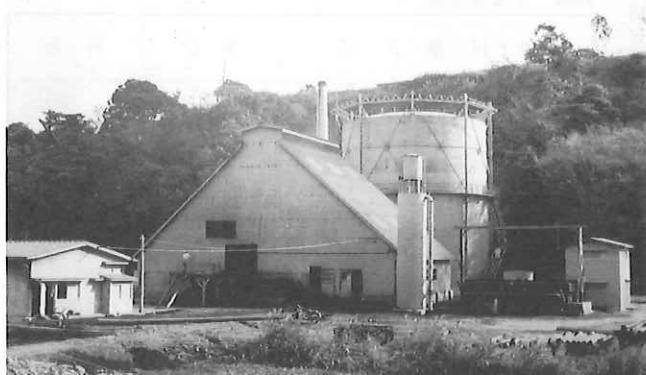
地域住民、事業者等の理解を得る中で、昭和四十九年十二月十一日城崎町条例第三十五号として町議会の議決を受け、城崎町環境保全基本条例が制定された。

町営ガス事業 住民の生活環境の急速な変化と観光客の増加により、プロパンガスの需要が極度に増加した
の供給開始 ため、燃料の安定供給とガスの安全利用の観点より、都市ガスの供給が住民の強い要望とな
り、昭和三十三年町としては県下でもあまり類を見ない町営ガスの供給を実施することとなつた。昭和三十三

年七月十五日、大阪通産局より事業認可と同時に桃島地区に用地造成がなされ、ガス導管工事は昭和三十四年九月一日より、湯島町内全域の埋設工事に着手し、工事の進捗と同時に昭和三十四年十二月十五日ガス供給条例が制定され、大阪通産局の認可を受け、昭和三十五年一月二十日全工事完成と同時にガスの供給が開始された。

事業の大要是つぎのとおりである。

総事業費	五六〇四万円
供給区域	湯島・桃島・今津地区
供給戸数	百四十三戸
製造施設	水平式有底型石炭ガス発生炉
	八かん・二門
	ガス発生能力一九一〇 ³ m ³ /日/門
石炭処理能力	三・六トントン/日/門ガスホルダー有水
式単槽	
一五〇〇m ³ 一基	
供給カラリ一三六〇〇リカロ/ ³ m ³	
工場敷地面積一六六六坪	
ガス導管二五〇リリ五〇リ	
供給施設	



写224 完成した城崎町営ガス工場（昭和35年）

総延長八三一〇メートル

ガス料金 昭和三十五年一月二十日適用

供給開始後の使用量は順調に増加し、昭和三十七年以降の予想は一ヶ月平均三二七五 m^3 /日のガス供給量が見込まれ、月間のピーク日には四八〇〇 m^3 /日を必要とする状態となり、現有設備の能力ではこれを賄うことが出来なくなつた。

このような状況を解消し、ガス事業の合理化を積極的に実施するため、これまでの石炭原料をナフサ原料によるガス発生装置に改良し、同時にガス輸送能力を増大するため供給カロリーも三六〇〇(リットル)から五〇〇〇(リットル)に熱量変更するため、昭和三十七年五月大阪通産局より設備変更認可を受け、施設変更を行つた。

事業の大要はつぎのとおりである。

総事業費 二〇二五万円

製造施設

ハッシェナフサガス発生装置原料処理能力ナフサ四・五 kl /日ガス製造能力七〇〇〇〇 m^3 /日
基ナフサタンク円筒型五〇 kl 一基予備施設

プロパンベーバーライザー

ガス発生能力三六〇〇 m^3 /日一基

表94 ガス料金表

使 用 量 区 分	単 位	料 金
1ヶ月最初の10 m^3 まで	最低料金	円 255 15
11 m^3 ～ 100 m^3 まで	1 m^3 につき	22 96
101 m^3 ～ 500 m^3 まで	ヶ	22 45
501 m^3 ～1000 m^3 まで	ヶ	21 94
1001 m^3 以上	ヶ	21 17

供給戸数 五七五戸

昭和三十七年度において、ガス発生施設を改良するとともに、カロリーアップを実施して毎年のガス使用量の増加対策と導管の能力アップを図ったが、昭和四十一年度のピーク日には管末の圧力が極度に低下し、需要家に対しても使用不能な状態を見るにいたつた。

そのためこれの解消と、将来の大幅なガス使用量に対応し供給ガス圧の均一化を図るため、ガス中圧圧送管を布設し、同時に桃島地区に対しガス導管を布設し、需要家戸数の増大にも備えた。

事業の主要はつぎのとおりである。

総事業費 一二二五七万円

中圧圧送管 口径一〇〇ミリ 一五六〇メートル

桃島地区低圧導管 口径七五ミリ～五〇ミリ 一四〇八メートル

圧送プロア一 ルーツプロア〇・四^千／三〇〇m³／H／七五基 一基

ターボプロア一七〇〇ミリ／一五〇m³／H／五五基 一基

需要家戸数 七〇三戸

その後の需要は益々増大し、ピーク日のガス供給が製造能力を大幅に上まわる状態となつた。加えてガス発生設備は稼動七年目となり、昭和四十四年中には、発生設備本体の分解大修理を行う必要があり、



写225 増設されたブタンストレージタンク

これに多額の資金と運転休止期間のやむなき必要が生じた。

このような状態から建設費の格安と今後の増設と修理の簡単なる設備が検討され、操作が簡便であり運営面・経営面とも将来安定性のあるブタンエアガス方式の施設を増設することとなつた。一方現在までの供給力ロリ一五〇〇〇リットルを七〇〇〇リットルに熱量変更し、料金も公共料金としての観点より適正なものとし七%の値下げを行い、昭和四十四年十一月一日より供給を開始した。

事業の大要是つきのとおりである。

総事業費 一六七九万円

製造施設

ブタンエアガス発生装置二基

原料処理能力ブタン七・九トントン／日 一基

ガス発生能力 一三四四〇m³／日／七〇〇〇m³

ブタンストレージタンク二〇トントン二基

昭和四十八年三月十五日には、住宅地域開発に伴い、供給区域の拡張が行われた。

新たに供給区域としたところは、城崎町桃島字栗谷・百町・大滝・杵ヶ滝・ツブテ石である。

住宅の団地化 あり、加えて観光客の増加により旅館の増改築が進み、これに伴う労働力、雇用の観点より、

公営住宅建設が課題とされ、昭和三十三年度に町営住宅建設が計画された。

建設場所は、湯島地区の西北部（現在の元薬師第一号団地）に位置する現在の城崎中学校隣接地に国庫補助

事業として、昭和三十三年十一月四日宅地造成に着手し、住宅の団地化の第一歩がしるされた。

当該用地は低地であり、用地造成には一トロ¹余りの盛土が必要とされ、工事期間中において降雨、降雪に見舞われて工事ははかどらず二カ月余りも延引し、昭和三十四年五月に完成し、昭和三十四年六月十四日兵庫県知事代理ほか関係者、入居決定者等多数参加のもとに竣工式が現地において盛大に挙行され入居が開始された。事業の大要是つぎのとおりである。

事業費

建築費五八一万円

土地購入費 百二十万円

建築戸数 第一種住宅三棟十二戸

(簡易耐火平屋建二八²m²)

第二種住宅三棟十戸

(簡易耐火平屋建二八²m²)

住宅家賃 第一種住宅月額一八〇〇円

第二種住宅月額一二〇〇円

第一期公営住宅建設事業として、昭和三十六年度、三十七年度の二カ年計画で新たに、桃島地区（現在の内島団地）に住宅団地、また、昭和三十三年度建設された湯島住宅団地より大谷川をはさみ対岸（現在の元薬師第一号団地）に建設計画がなされた。併せて桃島住宅団地には、昭和三十七年度には簡易耐火平屋建二棟十戸の県営住宅の建設がなされた。

事業の大要是つきのとおりである。

昭和三十六年度

湯島住宅団地

事業費 建築費四六二万八千円

建築戸数 第二種住宅一棟八戸

(簡易耐火二階建三七・四²m)

桃島住宅団地

事業費 建築費四六六万六千円

建築戸数 第二種住宅五棟十二戸

(簡易耐火平屋建三〇・一²m・四²m四戸)

(木造平屋建三〇・一²m 八戸)

昭和三十七年度

湯島住宅団地

事業費 建築費九五五万九千円

建築戸数 第二種住宅二棟十六戸

(簡易耐火二階建三八²m)

桃島住宅団地



写226 内島に完成した桃島公営住宅（昭和37年）

事業費 建築費四八六万四千円

建築戸数 第二種住宅二棟四戸

(木造平屋建三一・八²m)

この完成により町営住宅六十二戸、県営住宅十戸となり町の住宅施策は急速に促進された。

上水道拡張事業 当町の水道事業は、日露戦争記念事業として、明治三十九年(一九〇六)春に簡易水道を計画し、同年末完成、明治四十年一月一日より通水された。総事業費は一万円。

明治四十二年山陰線が城崎まで開通し、第一次大戦の好況もあり温泉浴客が急増し、拡張事業を始めたが、大正七年(一九一八)九月の北但風水害に際し拡張工事中途に大被害をこうむり、大正八年計画を立て直し大正八年十月大谷川水系の表流水を利用し、城崎町湯島字荒船に一日一〇〇〇³mの濾過能力のある浄水場を一四万七〇〇五円で大正九年六月上水道として完成した。給水区域は湯島地区のみであった。

その後の生活環境の変化に伴い水の需要は増大し、これに対処するため新たな水源を今津川水系に求め、昭和二十七年十一月第一回上水道拡張事業として着手、昭和二十九年九月今津觀音浦地区に新たな浄水場が完成し、今津地区・桃島地区も上水道給水区域に編入された。

事業の大要はつぎのとおりである。

事業費 一五〇九万円

給水区域 湯島、今津、桃島

給水人口 五〇〇〇人

給水量 二四〇〇m³/日
施設 緩速濾過池三池

濾過能力一三〇〇m³/日

第一回上水道拡張事業により給水能力は二倍以上になつたものの、衛生施設の普及、温泉の内湯配湯、浴客増加による旅館の増改築により、水の利用は急速に伸び夏期渴水期はもとより観光シーズンには、水量水圧の不足により水道利用に支障をきたし、高台地域においては飲料水にも事欠く事態となり水源対策が町の最重点緊急課題となつた。

当町を南北に流れ水量の豊富な円山川は、上流豊岡市付近まで塩水のため利用出来ず、再三の町区域内の新水源探策も効果なく、隣接する豊岡市へ受水要請を行い豊岡市の理解により、共同開発による新水源拡張事業を行い、分水協定により豊岡市より受水をすることとなつた。

これにより豊岡市水源の一つである一見地区まで導水管布設、並びに城崎町湯島字大見塚地区に豊岡市受水の揚水ポンプ場建設を、第二回上水道拡張事業として昭和三十七年四月に着手し、昭和三十八年九月完成した。この完成により給水量は従来の二四〇〇m³/日から五四〇〇m³/日となり水源確保が可能となつた。事業の大要はつぎのとおりである。



写227 大見塚揚水ポンプ場（昭和38年）

事業費	四二七三万円
給水区域	変更なし
給水量	五四〇〇m ³ /日 (うち豊岡市受水分) 二〇〇〇m ³ /日)
施設	揚水泵ポンプ 一五台
	受水槽一池 一〇〇〇m ³
配水池	七八〇m ³
導水管	二五〇リットル 延長四六七〇メートル
配水管	二五〇リットル 一五〇リットル
延長	七九八メートル
改訂料金	
家庭用	一〇m ³ /日 二〇〇円
超過料金	二〇円/m ³
営業用	一〇m ³ /日 二五〇円
超過料金	二五円/m ³
共用栓	一〇m ³ /日 一五〇円
超過料金	二〇円/m ³

さらに昭和四十二年六月第三回拡張事業として、円山川右岸地域に造成された楽々浦団地は、付近地域内に水道用水源を求ることは不可能であり、また、近郊に散在する楽々浦・戸島・結三地区も名ばかりの簡易水



写228 旧木製吊橋（結和橋）

道を有しているが、前述のごとく水源に乏しく、これの解消のため上水道へ統合し、この地域一帯へ既施設より配水管を延長布設して、上水道へ統合する計画がなされ、昭和四十四年二月事業が完成された。

事業の大要はつぎのとおりである。

事業費 一一八五万円

給水区域 湯島・今津・桃島・楽々浦・戸島・結
給水人口 變更なし

施設 配水管統合分一〇〇ミリ×七五ミリ 延長二三一五m

配水管団地分二〇〇ミリ×一〇〇ミリ 延長一五六〇m

結和橋の完成
 従来の結和橋は円山川で唯一の吊橋として架設され、円山川東部地区、西部地区を結ぶ生活上の橋として重要な役割をはたしてきたが、昭和三十四年の伊勢湾台風により橋脚三基、ケーブル支柱一ヵ所が流失、さらに昭和三十六年九月十六日の第二室戸台風により全面流失し、円山川の名物橋もその姿を失うこととなつた。

結和橋の復旧事業については、国の激甚災害特例法の適用を受け、本工事施工にあたり、地質調査すべく昭和三十六年十一月十日より調査が開始された。

予想以上に地質が悪く地中五〇メートルに達してやつと、信頼し得る状況が把握できるほどの悪条件であった。昭和三十八年三月二十日鋼管杭打工法により工事に着工し、全面流失以来三カ年ぶりに、昭和三十九年十二月完成された。同年十二月四日竣工式が、豊岡土木出張所、建設省豊岡工事事務所の関係者、地元から片岡町長、

町議会議員等関係者が出席し盛大に挙行され、みぞれまじりの中で地元結地区の最高齢者の山本新之助さんを先頭に渡り初めが行われた。

この結和橋の完成により自動車通行も可能となり、地域住民の生活の橋としての機能の向上はもとより、右岸道路新設工事の促進等当町将来の町政振興への展望をひらくとともに、但馬の総合開発に貢献することとなつた。

事業の大要是つぎのとおりである。

工事費総額 一億一七四四万三千円

橋長 二四八・四五メートル

幅員 三・六メートル（一経間四・五メートル）

右岸取合道路 一二〇メートル

左岸取合道路 九八・五メートル

城崎町商工会の発足 高度経済成長の進む中、中小企業者とくに小規模事業者については、その組織、経営面で立ち遅れが目立ち、町村における商工業の総合的な改善発展施策が必要とされた。その組織として、商工会および商工連合会を設けあわせて商工会などの行う小規模事業者の事業活動を促進するため、昭和三十年五月二十日法律第八九号で、商工会の組織等に関する法律が施行され、商工会組織づくりが指導された。

当町においてもその気運はあつたものの、観光協会という強力で実績のある組織があり、この観光協会には工業関係の一部組織を除いて他の組合組織は全部統合されており、未加入の工業関係の組織を併合し、観光協



写229 現在の結和橋

会と商工会とを表裏の指導機関として商工会を設立すべき一般論と、また当地はすでに各組合の結束する観光協会が存在するのに、さらに商工会を設立することは屋上屋を加すのではないかとする考えもあった。

しかし両者には設立の趣旨・目的に相違点があり、観光協会は観光業者の発展向上を期し、浴客誘致・観光宣伝・浴客対応・業者間の連携等で消極的部面も取り上げられ、商工会は、中小企業の総合的な改善発展を図ることを目的として事業活動も指導育成という積極的な方面を担当する。同時に国は、商工会に法人格を与え、その組織運営には指導と監督を行い、その健全な発展のために多額の補助金を与えることとしていることの認識がなされるにいたった。

昭和三十六年設立的具体化した当時、但馬においては、未設立の町村は城崎町・竹野町・但東町となっており、竹野町・但東町はすでに設立総会の段階にいたっていた。

昭和三十六年十一月十六日設立総会が開催され、会長片岡真一、副会長沢田清左衛門、黒田吾一が就任し、理事二十名、監事二名の組織で城崎町商工会が発足した。

発足後県の認可を受け、経営改善普及員、補助員の設置もなされ、経営に関する一般的知識および技術研修、労災保険の団体加入事務の代行、商工会失業保険事務組合の設立、金融問題、税務経理対策、労務対策等小規模事業の育成等の施策が積極的になされ、当町の商工業振興に大きく貢献することとなつた。

広域行政 急激な経済・交通・通信の発達により、経済・生活圏が拡大し、单一の市町のみでは住民の行政の推進 需要に応ずることが困難となつた。

関係市町が共通の利害を共同で処理する広域的な行政への取組みが必要となってきた。

昭和三十六年十一月の法律改正により、市町の総合的な計画を共同して処理する協議会を設けることが出来るようになった。

昭和三十七年三月豊岡市・日高町・城崎町の一市二町で検討委員会が発足した。この動きが町村合併と混同され、豊岡市・日高町・城崎町が合併するかに伝えられることもあった。

昭和三十七年三月三十一日県の許可を得て、し尿処理業務について豊岡市・城崎町・日高町・出石町の一市三町で北但衛生一部事務組合が発足し、昭和三十九年四月一日豊岡市一日市地区にし尿処理場が完成し供用を開始した。

この事業費、財源内訳、関係市町負担はつぎのとおりである。

事業費	六七三九万円
財源内訳	
国庫補助金	一四〇〇万円
県補助金	四二〇万円
起債	二二四〇万円
関係市町負担	二七七九万円
市町負担	
豊岡市	二三〇六万五八〇〇円
城崎町	三三三三万四八〇〇円
日高町	六九万四七〇〇円
出石町	六九万四七〇〇円



写230 豊岡市一日市のし尿処理場

昭和四十一年十月八日県の許可を得て、共通する諸問題について広域的な処理方法を協議し、または管理執行することにより、地域住民の福祉の向上に資するため、北但一市十町による北但広域行政協議会が発足し、公平委員会の共同設置、職員合同研修会、事務処理機械の共同購入、共通する道路新設改良、事務の共同処理等の検討がなされた。

昭和四十二年十二月には、北但公平委員会が設置され、同月火葬事務について豊岡市・城崎町・竹野町・出石町・但東町の一市四町で事業費三一八六万三〇〇〇円で共同設立され、昭和四十三年六月一日より新火葬場および靈きゅう車の使用が開始された。また、同年浜坂町・温泉町を除いた一市八町で税の課税事務の電算化が、計算機の共同購入により開始される等広域行政処理は推進された。

暴力追放と 住民運動

昭和三十年代よりレジャーの大衆化時代を迎えて、当町の観光客の増加は順調な伸びで推移していく。この観光客に目をつけ暴力団がはびこり、夜の城崎温泉街には飲食業を看板とする屋台が軒を並べる状況が年ごとに増加していく。この屋台は、表面上は飲食業を装っているが、実態は、暴力団員がこの屋台を根城として、エロ写真・エロ映画・売春等のポン引行為、暴力行為が半ば公然と行われていた。夜の温泉街を散策する観光客からは、「夜の城崎温泉街はこわくて一人歩きできない」との非難が高まり、町の将来に暗い影をおとしていた。

地域住民からも暴力団の資金源となる不良屋台の追放の声が日一日と嵩じていった。

昭和三十九年六月十二日温泉街の中心で、暴力追放に住民を立ちあがらせる事件が発生した。それは組関係相互の抗争による発砲事件であった。新聞も大々的にとりあげ、町内外に大きな反響と衝撃を与えた。

六月十五日急拵臨時町議会が招集され、片岡町長はこの機会に徹底的に暴力を追放し、明るい温泉街をとりもどさなければならぬと言明し、議会においても議員提出の決議文が満場一致で採択可決された。

これを機に暴力追放運動が推進され、地域住民自ら立上がる気運が高まつていった。

昭和四十三年防犯活動の実践体制として、住民で組織する城崎防犯協会城崎分会在組織され、初代分会长に増島繁義が就任した。初年度は暴力団の実態把握がなされ、二年目から警察の指導のもとで防犯活動が推進されたが、この熱意と努力にかかわらず、成果は思うにまかせなかつた。

防犯協会城崎分会の防犯白書は「この治外法権的谷間のエログロの温床を政治と住民の協力により、強力な自主防犯体制を確立し、警察の指導の下に民警一体となつて立ち上ることが急務であり、そのため政治が基本を示せ……」と呼び、この世論は町の隅々まで徹底していった。

この声に呼応し警察当局も断固たる姿勢が示され、昭和四十五年三月以来温泉街から不良屋台は姿を消した。城崎町議会も三月十二日開催の定例議会で、城崎町内に潜在する暴力追放に関し万場一致で議会として決議し、兵庫県警察本部長を初め、城崎警察署長へ同決議文を手渡し、暴力追放に関し懇請がなされた。決議文はつぎのとおりである。

これより先に町役場で町内会長会議を開き町職員、城崎署員らを加え約四〇名の出席で暴力追放の問題を取り上げつぎのことを申し合せた。

一、町民総ぐるみで暴力犯罪の一掃に努め、町内ごとに追放運動の具体化を協議、その結果を町行政課に連絡する。

員たちは空地や広場の借り入れを強要する恐れがあるため、民警一体による完全な「封じ込め作戦」を行おうとするものであった。

決議第1号

暴力団に関する決議

多年に亘る町民の強い希望であった暴力追放に関し、県警御当局並びに城崎警察御当局が、強力な取締り体制に乗り出された事に町議会は、全面的に感謝と敬意を表します。暴力団問題が今日の状況になつた事は町議会としても其の責任を痛感しておりますが、これを実効あらしめるには、長期に亘る努力が必要である事は自明の事であります、ひとり警察御当局のみに期待するばかりでなく、むしろ町当局、町議会並びに一般町民が一丸となつて警察御当局の強力な御指導の下に其の対策を研究実行し推進する事により明るい町造りに努力して再び暴力の町にならない様全力を挙げる事を決議致します。

昭和45年3月23日

城崎町議会

一、住民の団結で世論を盛り上げ、回覧板、チラシなどで暴力追放の広報活動をすみずみまで浸透させる。

一、不法ヌード、売春の場所提供者は摘発するよう警察に要望。

また、臨時町内会長会を招集し、町内会末端の各家庭も結束して暴力団一掃に立ち上がることを申し合せ、つぎの事項を決定した。

一、組員や組員のラーメン屋台に空地や広場住居や部屋を貸さない。

一、組員とのかかわり合いを断つ

一、被害届の励行

これは、暴力団のラーメン屋台のうち二七台は食品営業法による営業許可はあるが、道路使用に関し



写231 暴力追放パレード

同年四月一日午前十時城崎警察署に、暴力犯罪特別取締本部が開設された。本部開設は、過去神戸市・尼崎市・西宮市・姫路市・東播地方で開設したのについて県下で六番目であった。文字どおりの民警一体となつた暴力追放運動が展開された。

活動は広範にわたつた。城崎町には数多くのヌード営業があり、その一部は暴力団の資金源につながり、かつ過当競争のため、街頭で不良客引が横行し、町民はもとより、観光客のひんしゆくを買つていた。これも業者で城崎小興行場組合という組織をつくり、健全営業の遵守事項が決定された。また、町議会においても、既存業者の不当行為・犯罪行為等の業者に対し、長期営業停止、営業許可の取消等、断固たる処理がなされるよう県警本部長に同年六月意見書が提案されている。

組関係者の営業の動きがあれば、ただちに関係町内会、関係諸団体が城崎町長、城崎町議会、許可官庁、取締当局へ数知れない陳情書が提出された。防犯協会城崎分会においても夜間パトロール、関係営業者への協力要請、アパート経営者の暴力団関係者への入居拒否のはたらきかけ、県警本部長、豊岡保健所長、城崎警察署長関係当局への依頼陳情等精力的な活動が、根強く展開された。

当時の模様を物語るものとして昭和四十五年四月二十五日発行城崎広報につきの談話が掲載されている。

中田静男城崎警察署長の話によると、「今のところ夜の町を大手を振つ

て歩いていた組員がめっきり減り、他府県の流れ者二、三人は早くも荷物をまとめ尼崎方面に引っ越し、屋台とも豊岡方面に場所替えしたという。

中島本部長は「組同士の抗争事件からはいるのが普通だが、城崎町のケースは珍しい、町ぐるみ前向きな姿勢も他に例がない好ましいもの。二ヶ月間をメドに、どんな小さな事件でも見のがさず徹底的に取り締つていく」また、同年十月広報にも町内「一婦人」より、つきの稿がよせられている。

組員に訴える

この春以来、暴力追放に民警一体となつて取組んでおられ、二年でも三年でも暴力団を壊滅させるまで、徹底的に取締つて頂くことに私達婦人の立場として大変心嬉しく存じております。

一度とあの汚染された城崎町に舞い戻ることのないよう、私達も及ばずながら協力させて頂きます。何卒今後共強力な取締りをお願いいたします。最近の組員は夜ともなれば路地にはいかにして夜来カモを探しているように見受けます。取締りの状況を見てはあの手この手といろいろ潜行し、全く更正の色なしの感を深くし、大変嫌な思いを致しております。

楽をして法に触れるような金儲けは永久に続きませんので、良心があればこの際更正してはどうでしょうか。組員の中には子供のある人もいましょう!! 可愛いい子供のためにも組関係から足を洗つて、苦しくとも真面目な職業に取組んで頂きたいと思います。やる気になれば漁師でも、土方でもなんでもできます。秋の取締りも更に強化されたそうです。暴力の入り込むすきもこれ以上ありませんし、城崎にいてもご飯は食べられないでしようから!! (一婦人)

暴力追放運動の強力な展開で、当町には三団体の組、七十人をこえる組員がいたが、組の解散により姿を消し、静かな温泉観光地をとりもどした。

城崎町消防本部の設置

年間百万人を超える観光客が訪れる城崎町にあって、住民はもとより観光客の身体、生命を守るために、常設の消防機関設置が必要とされ、自治省消防庁も度重なる温泉観光地の火災に多くの人命を失い、傷つけたこのような実情を踏まえ、温泉観光地に消防本部、消防署を設置し、消防法に基づく消防用設備等の維持管理の徹底と火災の早期発見、早期通報、初期消火、避難誘導の徹底を図り、この種の火災の発生を防止するよう指導された。

昭和四十一年十二月町長の諮問機関とし、消防団常備部または、消防本部、消防署の設置など消防行政について、調査および審議するための城崎町消防行政審議会条例（一年の时限条例）が制定され「城崎町消防行政審議会」が発足した。同審議会は昭和四十二年四月十日の町長諮問より、同年五月二十二日第一回の審議会より同年十二月十八日の審議会答申まで、消防団常備部と消防本部、消防署のメリット、デメリット、豊岡市消防本部との広域処理や町財政への影響等を審議し、消防行政の面から常備消防早期設置の必要を認めながら、町財政への配慮にもとづき、当面改善すべき施策として非常備消防の充実強化を昭和四十七年度までに実施し、以降火急的すみやかに常備消防の設置に積極的に努力し、段階的施策として、つぎの措置を講ずべきであると答申した。

一、消防本部の設置

火災予防行政の重要性にかんがみ、すみやかに消防本部を設置し、専門職員を配置し予防行政の万全を



写232 城崎町消防本部設置

期する。

一、臨時常備態勢の樹立

とくに火災発生、大災害の危険のある渇水期及び乾燥、強風、積雪時並びに年末、その他非常時には、臨時常備態勢をとり得る対策を樹立する。

一、消防庁舎の建設

臨時常備態勢の施設および、消防情報、通信連絡、消防団研修、消防機器の整備格納、一般に対する防火器具の展示相談、普及の場所並びに、消防本部職員の独立性保持のため、消防庁舎を建設すること。等の付帯事項をつけ、消防常備化の必要性が答申された。

昭和四十四年十二月十七日消防本部庁舎建設が着工され、昭和四十五年五月十一日総事業費二一六万七〇〇円をかけ消防本部庁舎が完成し、日

勤者に町職員二名を配置、夜間には消防団員六～七名の宿直制を行い常備化への動きがはじまった。

昭和四十六年六月一日政令第一七〇号並びに自治省告示第一一〇号により常備化市町村指定がなされ、同年九月定例議会において、城崎町消防本部設置条例が可決され、同年十月一日消防長は町長兼務、消防職員八名（庶務係一名、予防、消防係七名）の陣容で、城崎町消防本部が発足し、さらに昭和四十七年四月一日消防職員七名を採用し、城崎町消防署が発足した。



写233 テレビ初の映像（来日山テレビ塔完成）

消防職員は、基礎的教養訓練が必要で、六ヶ月の消防学校研修を終え、昭和四十七年十月七日より、消防職員十四名をもつて隔日勤務による昼夜警備体制が整い、消防署の警防体制が発足した。
救急業務については、発足当時救急車の配備がなく、豊岡市消防署に依頼し、救急業務を行っていたが、昭和四十八年三月十二日、日本自動車工業会より、救急自動車が寄贈され、同年三月十五日から救急業務が開始され、名実ともに常備化体制が整った。

テレビ、ラジオの急速な放送内容の進展にかかわらず、当町は電波の谷間としてその恩恵を受けられなかつたが、昭和三十三年一月二十日城崎テレビ協会（初代会長西村止才之亮）が発足し、鳥取方面の電波を、来日山頂で中継し、これを有線で導き、昭和三十三年六月一日城崎町として初の映像がなされた。受像はNHK並びに日本海テレビであつた。

昭和四十年「NHKテレビ城崎テレビジョン局」の開局が計画され、この建設、維持管理道路として、NHKより一八〇〇万円の負担がなされ、城崎町が二二七〇万円の工事費で、来日山頂までの四八六〇メートルのテレビ道路が完成し、城崎テレビ局が開局した。

昭和四十二年十月近畿地方の民放テレビの難視聴地区解消として、郵政省からテレビ用周波数割当計画の一部が修正された。民放四社は

近畿二十六地区にテレビ中継局を建設することとされ、この一環として、昭和四十三年毎日テレビ、朝日テレビ、関西テレビ、読売テレビの各テレビ局の四社共同施設に加え、サンテレビも加わり、民放五社の共同施設が来日山頂に同年七月より着工、同年十二月四日民間放送テレビUHF城崎テレビ放送局が開設された。これのサービスエリアは、豊岡市、城崎郡の一部、出石郡の一部、約一万世帯であった。なお兵庫県のローカル番組やプロ野球の完全中継放送などをを行うサンテレビは、すこし遅れ昭和四十六年十一月一日開局し同日放映された。

夢の放送といわれる「FM放送局」についても、テレビ放送局と同じ来日山頂に建設され、昭和四十二年九月二十日城崎FM放送局として開局し、音質が良く、雑音の入らぬ、音の安定した受信が可能となりまた、ステレオ放送も受信できるようになつた。

昭和四十一年七月十一日城崎電報電話局が開局し、従来の交換手を通しての通話より、一部ダイヤル式（六二台）に切替えられ、昭和四十三年五月二十五日城崎町全域ダイヤル式即時通話が可能となつた。

この当時のもう一度を城崎町広報はつぎのように紹介している。

昭和四十三年五月二十五日午後七時、片岡町長、藤原町会議長、西村商工会長をはじめ公社職員の見守る中、電電公社の内田京都電気通信部長の指令により、今まで鳴りをしづめていた新鋭機クロスダー四六〇は一せいに活動を開始した。当夜ダイヤル市外通話の第一声として、片岡町長は橋本豊岡市長に記念通話をを行つた。片岡町長の挨拶に対して、橋本市長よりお祝いの言葉があり、なごやかな一こまであった。

城崎町は観光地としてそれにふさわしい観光会館を設けたいということは、永年の悲願であったが、中心街が狭小で細長い谷間に存するという地勢上の関係から、第一に建設用地の確保が困難であり、第二に観光会館建設のためには、すくなくとも億単位の資金を要し、財政規模の貧弱な当町にとって財政的な面も大きなネックとなっていた。

昭和三十九年手狭となつた役場庁舎の改築と併せて庁舎の三階に事業費四一七万一〇〇〇円をかけて公会堂を増築し、これを観光施設とする工事が着工された。昭和四十年五月十日新城崎町発足十周年記念式典と併せ、庁舎公会堂増改築竣工式が、完成した公会堂で盛大に開催され、固定席を含む五〇〇人収容の施設が、オーブンした。

起 債 二〇〇〇万円

一般財源 二一一七万一〇〇〇円

また年々増加する観光客、住民の生活環境の変化に伴い、ごみの放出量は急速に増加し、既設の焼却炉では非常に焼却効率率も悪く、つねに処理能力を超える状況となつたため、新たな施設の検討が進められ、昭和四十四年国の補助をうけ飯谷地区に建設されることとなつた。

国の補助基準では、当町の焼却炉の規模は八トン炉が基準であつたが、観光人口を勘案し、国の補助基準を十トン上まわる十八トン炉の建設がなされ、昭和四十五年七月十八日総事業費三八八三万七〇〇〇円をかけ完成された。

事業の財源内訳はつぎのとおりである。

国庫補助金 二〇〇万円

起 債 一九四〇万円

一般財源 一七四三万七〇〇円

教育施設の整備 但馬地方での完全給食は相当普及していたが、当町はミルク給食だけを実施していた。昭和四十一年児童生徒の偏食を正し、かつ体位の向上を目指して完全給食を実施するため、城崎小学校に給食センターの建設が計画され、総事業費六五九万二〇〇円で昭和四十二年三月二十五日完成し、待望の完全給食が同年四月下旬より実施された。

当時の給食費は月額で小学校児童八〇〇円、中学校生徒九〇〇円で、副食はセンターで調理され、中学校には自動車にて搬送することとされ、職員も所長一名、栄養士一名、調理員二名が配置された。

事業の財源の内訳はつぎのとおりである。

国庫補助金 二一九万九〇〇円

起 債 二〇〇万円

一般財源 二三九万三〇〇円

当町における公立プールは、城崎小学校の二ヵ所のみであり、しかも水面積二〇〇m²、水深六〇cmの小規模なもので、中学校生徒、社会人の使用に適せず、とくに中学校の水泳指導に困難を生じていた。水泳指導は四km離れた日本海岸で指導されていたが、往復の交通ならびに周囲の環境や、管理面で諸種の問題があつた。それで昭和四十八年城崎中学校プール建設が計画され、同年七月本格的な学校プールが完成し、同年七月十四日盛



写234 城崎幼稚園管理棟完成

大にプール開きが行われた。

このプールは長さ二五メートル、幅十三メートル、六コースで総事業費一〇七三万円で建設された。事業の財源内訳はつぎのとおりである。

国庫補助金 一九五万円、起債 一二〇〇万円、一般財源 六七八万円

城崎幼稚園は、昭和十一年に建築されて以来四十年近くも経過をしており、床の張替、便所の改良等補修が実施されてきたが、老朽化が甚だしく、保育室が県道に面していたため交通騒音もあり、増改築が昭和四十九年計画された。

保育棟を県道より遠ざけ、小学校と同一敷地内に設けられていた運動場を小学校児童との接触をさけ、日あたりを考慮して南側に設けるようにした。

また二階に遊戯室をつくり、当地方の多雨寒冷の気象条件を考慮した体育館的効用率の高い面積を確保し、構造上でも将来四、五歳二年保育に対処出来るような構造とした。

したがつて、当町の園児数等からの国の補助基準は四一七 m^2 であったが、建築は補助基準を大きく上まわる七〇八 m^2 で実施され、総事業費六六二五万九〇〇円をかけ、昭和五十年二月二十六日完成された。施設の概要並びに財源内訳はつぎのとおりである。

施設概要

保育棟 木造平屋建鉄板瓦棒葺一九一^{m²}

管理棟 鉄筋コンクリート造り二階建四一七^{m²}

内訳 保育室三室二〇四^{m²}、遊戯室一室一五八^{m²}、管理室九八^{m²}

財源内訳

国庫補助金 一一〇五万七〇〇〇円

起 債 三五六〇万円

一般財源 一九六〇万二〇〇〇円

城崎小学校舎は、大正十四年五月二十三日の北但大震災で城崎町が焼土と化し、復興事業の主要事業として、昭和二年当時として他に類を見ない近代的な校舎として建築されたが、屋根が陸式屋根の鉄筋コンクリート建であるため、老朽化し雨もりが激しく補修が繰り返されたが、完全修理がきかず、児童の授業にも支障をきたす状態となつた。昭和五十年屋上に屋根を建築することが計画され、設計にあたつては、城崎町の修景保全の趣旨にあつた屋根の色彩とし、落雷防止をも盛り込んで、県自治振興事業として採択され、総事業費一一三一萬円をかけて完成された。

事業の財源内訳はつぎのとおりである。

起 債 八二〇万円

一般財源 三一一万円

(2) 観光事業の発展

表95 城崎温泉と他の温泉地との旅客数の比較

年 度	年間(千人)	一日平均人	城崎温泉		白浜温泉		山中温泉	
			指 数	年間(千人)	指 数	年間(千人)	指 数	年間(千人)
三〇	五三〇	一、四五二	一〇〇	四二八	一、一七三	一〇〇	八三六	三〇五
三一	六〇三	一、六五二	一一四	五四九	一、五〇四	一二八	九二九	三三九
三二	六九〇	一、六九〇	一一六	五六〇	一、五四九	一三一	九八一	三五八
三三	六四七	一、七三三	一二二	六三六	一、七四二	一四九	一〇一九	三七二
三四	七二二	一、九五一	一三四	七八五	二、一五一	二二三	一、二三〇	四四九
三五	八五九	二、三五三	一六二	九六九	二、六五四	一四七	一、二九〇	四七一
				一五五	二三六		一四五	

城崎温泉と観光列車が運行開始された。そして翌昭和三十五年六月一日には、城崎→大阪間ディーゼル車として、毎日運転の準急「丹波号」が運行開始され、これに伴う鉄道利用債二〇〇〇万円の引受けが城崎町でなされた。

昭和三十六年には山陰線初めての特急列車「まつかぜ」の運転が計画され、停車駅について城崎町、豊岡市兩市町において強力な停車駅決定運動が展開され、結果として下り列車を「城崎駅に」上り列車を「豊岡駅に」した。



写235 特急まつかぜを歓迎

それぞれ停車させることで結着し、昭和三十六年十月一日午前十時五十九分初の列車運転がなされた。

当時の城崎町広報でこの特急「まつかぜ」がつぎのように紹介されている、

特急「まつかぜ」の停車問題は文字通り迂余曲折を経て、「下り」が城崎駅に「上り」は豊岡駅にということで結末をつけた。思えば長い間の懸案が目的の一一分の一を達してけりになつた。何かもう一つすつきりしないものがあるがこれも今となつては仕方ない。ともあれ、山陰線初の特急列車の停車駅に「城崎」の名を見出すことは、城崎が名実ともに全国的に名だなる温泉地として頭角を現わしたことになる。一四〇〇年の由緒深い歴史に更に一段の光を増すよう観光温泉の泉都としてはずかしくないよう施設を整え、城崎町ポスピタリティー精神（サービス精神）の高揚を期せねばならない。ただ惜しいと思うのは、これが京都までであることだ。せめて東京～松江間であつたら申し分はないのだが、

と紹介されている。

昭和三十七年三月一日には「第一但馬号」城崎～姫路間、「きのさき号」城崎～京都間が運転され、昭和三



写236 飯谷峠開通記念碑

十九年十月一日には、急行「あさしお号」出雲市～金沢間が毎日運転で運行され、昭和四十年十一月一日には特急「やくも」が運行され、従来の特急「まつかぜ」の停車駅が上り、下りとも豊岡駅とされ、新たに「やくも」の停車駅とされた。このように当時の城崎温泉の繁栄が国鉄の列車運行の状況からもうかがえる。

**飯谷峠道
路の開通**

現在の竹野久美浜線道路は、北但馬觀光ルートの一つとし、城崎に隣接の觀光圏久美浜～城崎～竹野を結ぶ線で、天の橋立から城崎への觀光ゴールデンコースとし、また産業道路として計画され、昭和三十五年十月十四日第一期工事とし陸上自衛隊第三管区施設大隊の大河内二尉ら四十三人の作業班の

手により着工され、延長一〇四〇メートル、幅員四、五メートルが難工事の中で施行され同年十二月に完成した。

第二期工事は、昭和三十六年七月二十一日陸上自衛隊第三管区施設大隊服部二尉ら四十人の作業班の手で開始された。例年にならない日照りつづきの中で行われ、隊員は宿舎を飯谷公民館、同地区香積寺とし、朝六時に朝食をすませ、六時三十分の朝礼後作業開始し、夕刻六時まで作業という寸時を惜しんでの作業であった。

工事は道なき山肌に新しく道をつける作業で、危険もあり、岩盤も出てくる、それに山は陥阻で、曲りに曲る工事で、難工事である事は想像以上のもので、自衛隊員でなければの工事であったと町広報で紹介している。作業機械は、ブルトーザー一台、コンプレッサー二台で、工事は畠上地区からと飯谷地区から進められたため、それぞれ一台ずつ飯谷と畠上に配属され、畠上の方は汽車で久美浜まで輸送され、久美浜からは陸路運転されて工事現場に、飯谷の方は汽車で城崎駅までそれから城崎大橋を渡つて現場に配属された。久美浜からの輸送は港大橋が重機を通すことは危険であつたからである。

昭和三十六年十月十二日延長一四四メートル、幅員五メートルの工事が完成し、同日竣工式、開通式が行われ、東峰常二第三管区副総監のテープカットにより開通された。

温泉寺ロープウェーの完成

当町の観光資源開発の一環として、昭和三十六年夏太田垣関西電力会長の帰郷を期とし計画され、昭和三十六年末にロープウェー建設委員会が発足した。種々検討がなされた結果、組織は株式会社、出資は関西電力の子会社である関電産業株式会社の協力を得て、城崎町・湯島財産区・ならびに町民が半額負担することに決まった。すでに三十五年六月末、会社設立の趣意書が町民一般に配布されており、来日岳にロープウェーを施設し、自然公園・スキー場等の観光客を登山させて、日本海の眺望、但馬一望の景観を満喫させようという企画が、さしあたり第一期工事として温泉寺を経て大師山に実施されることになった。株式の申込みは七月二十六日に完了、法人名を城崎観光株式会社として、昭和三十七年八月十三日城崎中学校講堂にて創立総会が開催された。資本金は三〇〇〇万円とし、取締役社長に片岡真一が就任して、同年九月着工された。

工事は数十年来の豪雪の中で、関西電力技術陣の協力を得て當々としてすすめられ、中間に温泉寺駅をもつ全国でも珍しい構造で、全長六七〇メートル、三線交走式、三十人乗り、建設総工費一億二〇〇〇万円の事業は、昭和三十八年六月に完成し、同年五月三十日盛大に竣工式が現地で開催された。城崎町の出資総額は、四六五万円であった。

翌昭和三十九年には、当初の建設に一億二〇〇〇万円の巨額を要し、資本金の残余はすべて借入金をもつてその支出にあてたこと、またその後の経営実績より多額の支払利息等の負担をつづけることは、健全な企業運営とはいがたく、ひいては将来の発展にも影響するので、借入金の返済には新株式発行の増資を行うことが最善策であるとして、総額七〇〇〇万円の増資がなされた。うち四〇〇〇万円は関電産業株式会社で負担し、残り三〇〇〇万円を地元で引受けることとなり、城崎町の出資額は九三〇万円となり、総額は一三九五万円となつた。

**山陰海岸国
立公園指定**
八年七月十五日官報告示され、
指定がなされた。

山陰海岸国立公園は、奇勝玄武洞から円山川を下り城崎町を経て津居山港に出て、東は京都府網野町から久美浜町の小天橋、田結の海岸より



写237 城崎ロープウェー完成

日和山・竹野・香住・浜坂の海岸を経て鳥取県の東浜から浦富海岸を過ぎ、鳥取砂丘にいたる七五kmの区域を占めている。

この一帯は、中国山脈の裾が北にのびて、およそ二〇〇メートルの高度をたもつて日本海に接するところである。そして地質が石英粗面岩や安山岩・玄武岩等の噴出物と、それらの碎層物でできた第三紀層の外に花崗岩や石英粗面岩のような深成岩もまじり断層も多く、全体の地質が複雑なため、日本海の荒波を受け断崖が一一、島や岩礁九一、洞門洞窟五二にものぼる奇勝をつらね、地質の公園、岩石美の公園といわれている。

この海岸が世に紹介されたのは、浮世絵の大家、広重が日本百景といつて竹野の浜と猫崎を画いたのや、田能村直人（南画家）が「おまちの滝」を画いている。また、島崎藤村が親しくこの海岸を観察しての「山陰土産」の紀行文により広く天下に紹介された。

この指定のよろこびを城崎広報ではつぎのように紹介している。

城崎温泉はこの国立公園の基地となり、これまでのようない温泉と日和山公園にたよっていた城崎温泉は、山陰海岸国立公園を抱えこんだ城崎温泉となつた。観光の広域化志向の高まる中で、久美浜・竹野・香住・浜坂等観光の広域行政も可能となり、将来展望もひらけまさに朗報であつたとしている。

この指定のかげに昭和三十年六月山陰海岸国定公園指定等の経過を得て国立公園指定まで、その目的達成のため涙ぐましい努力をつづけられた山陰海岸国立公園期成同盟会をはじめ、推進に尽力された関係者の努力は、決して見逃せない。

温泉寺本堂の解体修理と美術館の建設 城崎の一三〇〇年来の歴史を語る貴重な町の文化遺産温泉寺本堂（明治三十七年二月十八日国的重要文化財指定）は近時全体的に損傷が甚だしく、解体調査の上創建の古調に復し、古文化の殿堂として永久に保存することとされ、昭和四十三年国庫補助を受け実施された。

昭和四十三年四月事業の施工主体として、城崎町長片岡真一を委員長とする重要文化財温泉寺本堂保存修理委員会が発足し、同年八月一日着工解体修理が始まった。

工事は、文化財保護委員会の推せんの工事監督広瀬、工事主任岡守安により施工され、昭和四十五年十二月の完成まで、二年四カ月余の歳月をかけ、総工費四九九六万円の巨費を投じ完成した。

総工費負担は、つぎのとおりである。

国庫補助金	四一五六万五〇〇〇円
県補助金	二九三万四〇〇〇円
町補助金	二四四万五〇〇〇円
所有者負担	一九五万六〇〇〇円
雑収入	一〇六万円
合計	四九九六万円

温泉寺には、指定を受けている重要文化財は、

温泉寺本堂 （明治三十七年二月十八日指定）



写238 千手觀音立像

十一面觀音立像（明治三十七年二月十八日指定）

千手觀音立像

（大正元年九月三日指定）

絹本十六善神像

（大正元年九月三日指定）

石造宝きょう印塔

（昭和三十六年六月九日指定）

の外数多くの古文書と、八十有余におよぶ仏像を保存し、これらは城崎町にとつて唯一の古い歴史を物語る文化的資料で、得難い文化的遺産である。この貴重な文化財をまず觀光客の拝観に、また一般者にも広く、公開し、その認識を深めるべく美術館の建設が要望され、昭和四十四年城崎町は一〇〇〇万円の予算を計上し実施計画された。そして本事業の町の財政負担の軽減と、温泉寺本堂の解体修理を奉賛し美術館建設資金に充てるため、昭和四十四年三月重要文化財温泉寺奉賛会（会長西村止才之亮）が発足して、募金活動が行われ七二九万五五〇〇円の多額の寄付金が城崎町によせられた。それが事業に充当され昭和四十六年四月総工費一〇一一万円で美術館建設は完成した。

觀光農業施設の整備

農村とが有機的に結合する農業振興施策をすすめるため、昭和四十六年自然リクリエーション農業整備事業が、一五〇〇万円の事業費で、県自治振興事業補助を受け完成した。

玄武洞渡船場に総合案内所を設け、結・飯谷・戸島地区におよぶ山林を整備し、結地区より飯谷地区までを自然歩道、車道で結び自然リクリエーションラインとし、同時に農林業における奥地開発農林道の機能として、道路周辺にクリ林・シイタケ・ナシ・イモ・花木園を設置し、農業生産と自然観光を一体として発展させるこ

ころみであり、事業の内容はつぎのとおりである。

一、観光農業案内所の設置

玄武洞渡船場にふるさとセンター（木造平屋建六〇²m）を設置、観光客への無料案内、休憩所で農産物・ナシ・クリ・花木等の即売をする。

一、観光ナシ園休憩所、駐車場の設置

飯谷ナシ園山小屋（木造平屋建二二²m）、駐車場。

一、給水施設

結上野地区三ヶ所を観光農場とし整備するため、標高八〇メートルの農場へ一日当たり一〇〇³mの揚水施設の設置。

一、連絡道路の整備

結地区より飯谷地区までの自然歩道及び車道の整備。

昭和五十年には、「城崎温泉梨狩りと城下町出石の旅」として、交通公社エックも設定され、多数の観光客が城崎温泉と梨園を訪れ、秋のクリ園にも一〇〇〇人を超える観光客が訪れている。

(3) 社会教育の拡充発展

合併後の公民館活動

合併新町発足に伴い、旧町公民館は廃止されて、昭和三十年四月一日新しく新町公民館が発足した。館長は井上基一郎（非常勤専任）が就任し、運営審議会の機構は従前通りであるが、委員の顔ぶれは新町の立場から更新された。専用建物がないので町役場二階の教育委員会事務局を根城にして、

事業や行事も従前通り公会堂その他の公共施設を利用した。新館長は就任のあいさつの中で（弘報二二号）「新

城崎町発展の基礎は新町民の融和にあると考えるので、公民館活動もその点に主眼をおいて新町躍進に寄与したい。なお従来の狭い社会教育観に捉われないで、深い文化性と人間性に根ざす社会教育を推進したい。」と述べている。

この時期の公民館活動の特徴は、第一に新しい「国民的行事」の啓蒙指導によって、国民的自覚と町民意識を高めようとしたこと、第二に町民の中の文化サークルを糾合して「町民文化祭」を開催し、文化的関心を高めると同時に町民の融和を図ろうとしたことである。第一の事項については、たとえば、「憲法記念日」には大学教授を招いて講演会・座談会を開催し、「子供の日」には人形芝居や映画会を催し、「母の日」には母への感謝の作文朗読のあと映画会を開くなど、公民館が中心となって町民の意識開発を行っている。また第二の文化祭は、小学校を会場にして、第一部芸能発表会（音楽・琴・謡曲・舞踊など）第二部作品展覧会（書道・絵画・写真・生花・手芸など）を同時に開催、第三部演劇発表会（従来からの演劇研究会によるもの）は別の日を開催しているが、公民館が主体となり「第一回町民文化祭」として開催した。

その後の三十年代の目ぼしい変化を拾つてみると、三十年十月それまで公民館主事山県宅に置いていた図書室を山県の退任に伴つて公会堂の小室に移したこと、三十一年六月に十六ミリ映写器を購入したこと、また十三年度には、生涯教育の観点から、「婦人講座」を開設し、国際情勢・婦人問題・地方行政・経済問題と四回にわたって各回五〇～八〇名の出席をみているが、二ヵ年きりで中絶しているのは惜しまれる。

先に記した文化祭は、その後参加サークルは増えたが、サークル相互の連携協力もなく、単に発表会をある期間に集中して実施するというだけで、出演関係者以外の町民の関心もうすく、公民館事業としてふさわしく

ないという反省がなされるにいたつた。三十六年度の第七回町民文化祭を催したあとで、公民館当事者自体が町広報紙上に「三十四年から三カ年同じ形式でやつてきたが、主催者出演者の独りよがりになつて関係者以外の関心が薄い。今後内容検討の要がある。」と記している。こうして、町民文化祭は以後十年間中絶することになった。

その逆に、昭和二十七年に一回実施したきりで中絶していた「町民運動会」が、三十七年に復活した。これについては公民館当事者は町広報紙上で、つぎのように自画自讃している。

ここ数年来毎年のように復活の要望があつたが、なかなか実施に至らなかつたところ、ここにトラブルを生じない競技種目・審判方法・運動方法その他応援、慰労会等の問題について種々研究調整した結果、十一月二日十年ぶりに再開することになった。幸い天候に恵まれ、参加町内二一区、婦人会も青年団も町を挙げてのにぎわいを見せ、興奮の中に和氣あいあい、大成功裡に終つた。

翌三十八年には参加町内二六地区、三十九年には老人クラブ、小・中学生等も加わつて勝敗のみにこだわらず楽しい雰囲気で施行することが定着していつた。

社会体育の振興 先に述べた二つの町民行事（文化祭と運動会）の盛衰が象徴するように、三十年代末期から四十年代末期にかけて、文化活動面が低調化する反面、体育スポーツ面がしだいに活発化していく。

四十三年度には公運審（公民館運営審議会）の組織を改組してつぎのように簡素化した。

○ 体育部（職域野球大会・町内野球大会・家庭バーレーボール大会・卓球大会・町民運動会・体力テスト・歩行テスト・歩こう会）

表96 昭和47年度 社会体育実施計画

47年5月	壮年体力テスト 歩こう会（1.8km）
6月	クラブ対抗家庭バレー・ポール大会 親子オリエンテーリング
7月	ローイング教室（8月まで）テント貸出（9月まで）
8月	町内対抗家庭バレー・ポール大会 水泳教室（8月まで）
9月	町内対抗野球大会 クラブ 対抗ソフトボール大会
10月	フォーカダンス講習会
11月	町民運動会 壮年体力テスト
48年2月	町民ハイヤング
3月	スキー教室 町民卓球大会
	町民バスケットボール大会
	〈以下前年度とほぼ同様〉

○青少年部（省略）

四十四年六月には県の施設として「円山川ローイングセンター」（競漕用ナックル・フォア艇収納）が楽々浦に設置され、その管理運営が町教委に委任されることとなつた。

そして各種スポーツ活動が活発化する状況に応じて、四十六年四月、公運審体育部を発展的に改組して、「全町民の体力づくりとスポーツ意識の向上をより一層浸透するため」に他に例を見ない「社会体育実行委員会」を発足させた。会長は井上公民館長、副会長上崎秀男、実行委員長泰詢一、委員二四名で構成した。四十七年度の社会体育実施計画は表96の通りである。

こうして活発化する体育活動に対し、一方では町民文化祭が、四十六年に十年ぶりに復活した。しかしこの年は「再出発に当り郷土の持つ文化の一端の紹介と文化とは何かを知つてもらう為」と開催趣旨に述べている通り、つぎのような啓蒙的なものであつた。

第一は、郷土の生んだ画家文人の遺作展示会（斎藤崎庵・三宅竹隱・結城蓄堂）

第二は、郷土出身の歴史学者上田正昭京都大学教授の講演（「日本文化の伝統と創造」）

- 文化部（花いっぱい運動・講演会・映画会・文化サークル援助）
- 婦人部（生活科学講座・町政を聞く会・老人と語る会・民謡講習会・映画をみて語る会）

第三は、重要文化財温泉寺本堂及び町立美術館見学会（期間中、写友会による温泉寺写真展開催）十一月二十日より三日間開催され、「町民文化祭」という概念にはそぐわないにしても、別の意味で有意義な催しであった。翌四十七年には、「町民の創造する文化祭」（「私達の手で創りあげる文化」と銘うつて、つぎのようないく規模の「町民文化祭」を開催している。

○町民作品展（十一月十八日～二十日）〔書六一点、手芸五〇点、写真一〇点、絵画一八点、生花六点〕（一五五点九八人出品）

○文化サークル発表会（十一月十九日）〔梢バレー・松声会・琴蓼会・琴友会・歌声サークル・音楽研究会・民踊サークル・中学校合唱部〕

展示会は来場者延一五四〇人、発表会は入場者三五〇人で、いずれも盛会であった。

また四十六年度には生涯教育の視点からの事業として、「幼児教育婦人学級」が開設され、半年間で九回の研修講座がもたれたが、申し込み会員三二人に対し平均出席者九人というような状況で、生涯教育の必要に対する理解の不十分さを思わせた。しかし婦人講座はその後も趣向を変え新しいアイデアを加えて継続発展していくつた。

なお四十七年一月本住寺会館が建設されたが、その管理費の一部を町が負担して、主として老人・婦人・青少年の福祉および社会教育の場として利用できるようになった。

○公民館の建設と 社会教育の躍進 中央公民館の建設は、当町多年の念願であったが、昭和四十七年十二月城崎警察署新築移転に伴い、その跡地が町の所有に帰したので、ようやく実現の曙光が見えてきた。ところ



写239 城崎町中央公民館

が警察跡地の所有をめぐる経緯にも種々の問題がからんでおつた上、跡地利用についても各方面から多様な要望が持ち出されたので、町は「警察庁舎跡地利用審議会」を設置して諮問することとなつた。そして四十八年二月その答申によつて、旧警察署跡を社会教育施設（公民館）に利用することが内定した。しかしその後、建築規模の問題に連して多目的利用などの意見が起つて、さきの審議会に再諮問するなど、曲折があつたが、七月二十四日付の第二次答申も当初の答申と変りなく、その方向で準備が進められ、十一月十三日臨時議会を開いて「旧警察庁舎を改裝増築して公民館を新設する件」が可決された。施工は出石町川見建設に決まって十二月一日着工、翌四十九年五月十五日待望の公民館が完成した。床面積一、二階延六六〇m²、総経費約五六十〇万円、各方面の篤志寄付によつて備えられた備品もすくなくない。ここに館舎新設を機に、館長には校長経歴をもつ芳賀健一を準常勤として嘱託し、社会教育関係職員も一気に充実して、社会教育活動の飛躍的発展がもたらされることとなつた。

公民館新築当時の社会教育関係職員を示すと、

公民館長芳賀健一（嘱託）、社会教育主事村上義人（県派遣）、社会教育主事坂田文一郎（町職員）
公民館主事谷口真一（町職員）、公民館事務員柴田千秋（臨時雇）

活動の拠点ができるて最初の「町民文化のつどい」（町民文化祭改称）について、公民館記録にはつぎのよう
に記載されている。

○文化サークル発表会（十一月十六・十七日於公会堂）

一部（十六日）小学校合奏・中学校合唱・琴瑟会等曲・イーグルスのフォークソング

二部（十七日）梢バレー・婦人民踊・婦人コーラス・老人民謡・音研のアンサンブル・えみやぎ会の舞踊
〈それぞれのサークル、グループの成果の披露という形であるが、従来と比べると演出種目も多彩で、
文字通り老いも若きも網羅した楽しい会であった。また演じる者と観る者との間の気持の通じ合いすな
わち舞台と客席の一体化した面も出てきた。会の運営も青年層の人達の協力で円滑に運んだことも成功
の因といえる。〉

○作品展示会（十一月十六・十七・十八日於公民館）

小学生〔習字二二六点・絵画九五点〕 中学生〔習字一九点・絵画八点・手芸一一点〕一般〔書道二六点・
絵画一五点・押絵二八点・手芸二八点・麦わら細工二二点・工芸品三点・写真一一一点・生花二〇点〕

〈一般町民の出品は、いずれも多忙な生活の中で生れた力作で、公民館のねらう「生活に根ざした文
化性」が感じられる。会場の片すみで野外活動協会の諸君が開いた小バザーも興を添えた〉

つぎに活動体制整備後の昭和五十年度公民館事業計画（予定）を掲げて当時の意気込みをみてみよう。

これまでほとんど消えかかっていた公民館の文化事業が、館と人を得て一齊に芽をふいたような感じである。
右の計画の中には実施されなかつたものや数年にして消滅したものもあるが、以後社会教育活動は地域の生活

表97 昭和50年度 公民館事業 (公民館)

対象	講座・教室名	回数	人員	備考
一般	民芸教室	月1回	15	麦わら細工
	座禅会	々	30	於 極楽寺
	囲碁クラブ	週1回		[場所未定]
青年	二十才のつどい	月1回	20	スポーツ、レクリエーション、教養
	青年ダンス教室	月2回	20	フォークダンス、社交ダンス
	青年調理教室	月1回	15	生活に生かす調理
	青年教室	々	20	教養、登山、スポーツ、レコード鑑賞
婦人	歌声サークル	月2回	20	
	書道サークル	々		
	民踊サークル	々		
	謡曲サークル	月1回		
老人	若がえり民謡教室	月2回	20	
	全美術教室	月1回	20	美術鑑賞、陶芸(製作)
	全盆栽教室	々	20	基礎知識、実習
	全教養講座	々	40	本年は宗教講話
	歩こう会	々	30	
	俳句教室	々	20	一般の参加も可
少年・少女	こどもサークル	月1回	20	読書、レクリエーション、ハイキング
	こどものつどい	年2回		映画、人形劇、キャンプ
	こども囲碁教室	月1回	10	
社会教育事業 (教育委員会)				
名称	対象	回数	備考	
幼児教育婦人学級	3~5才幼児の母親	6月~3月(月1回)	定期講座・身辺問題	
家庭教育学級	中高学年児の父母	7月~3月(月1回)	童話文学・性教育など	
公民館事業としての社会体育行事は、従来通り社会体育実行委員会により企画運用する。(内容は前に掲げた47年度とほぼ同じ)				

と時勢の推移に応じてすこしずつ変化しながら、着実に発展をつづけて五十年代を経過しているが、その間の目ぼしい事柄を列記する。

五十年十月二日教育委員会事務局が役場から公民館に移転し、一体となつて社会教育にあたることとなつた。五十一年四月芳賀館長の辞任により大川弁蔵が館長に就任した。同年十一月一日城崎町体育協会設立、会長大川大川館長・副会長浦瀧修・秦詢毫で加盟団体六。ついで翌五十二年十二月一日城崎町文化協会設立、会長大川館長・副会長前野治郎・浦川豊子で、加盟団体は二三、教養部・音楽部・芸能部・美術部の四つに分けて組織している。それらの文化サークルのほとんどは自主運営されているが四十三年四月から一カ年にわたつて、町広報紙上で順次内容紹介された。

一方体育面では五十三、四年頃から、従来の競技会中心のスポーツに代つて「楽しんでやるスポーツ」熱が高まり、各種目に参加人員が急増し、小・中学校の体育館や運動場は使用申し込みが殺到して、日曜や祝祭日はいつも満員の状況となつた。五十四年から西村屋の好意により、同社所有の樂々浦グラウンドが公民館の管理下で使用できるようになつたが、三カ所ともフル回転の盛況がつづいた。また五十四年度から県派遣社教主事にスポーツ担当の竹内主事（前城崎中教諭）が就任して、婦人の健康維持増進を目的にしたトリム教室（週二回、公民館で実施）を開設して好評を得た。なおこの年七月より県から社会教育指導員の配置を得て陣容がさらに充実した。

五十五年度には、一般に基礎体力低下傾向の進む中の対策として「くらしの中での体力づくり」（スポーツの生活化）を目標に掲げて、スポーツ教室の拡充をはかり、初心者を対象にソフトボール教室・ゲートボーリー

ル教室・バドミントン教室を開設し、十一月には樂々浦埋立地に二キロメートルのトリム・ランニングコースを設定した。五十八年には「湯の花健康マラソン大会」を創めて、一八八人が参加し、町外からも六〇人の参加をみた。また樂々浦ゲートボール場ができた。終りに発展をつづけた社会教育活動の一応の到達点として、五十九年度の事業計画等を表示する。

なお地域青年団がなくなつてから久しいが、町教委では五十五年度からその年の成人者を対象にして、

「はたちのつどい教室」を開設して年度ごとにサークルを育成し、それらがやがて年齢の層を越えて一つの団体に結集されることを期待している。現在、「はたちのつどいO・B」として、「タッグ」「新翼会」「クラブステーズ」など五つのグループがそれぞれに自主活動（教養・文化・体育等）を行っている。

つぎに婦人会であるが、城崎・内川とも並立のまま順調に継続発展して現在にいたつている。昭和三十年町村合併以来、両婦人会の間に幾度か、合併あるいは連合の話は出たが、両者の体質や伝統の相違から、今日まで見送られてきている。しかし、共通の行事や事業は協議しながら円滑に実施されている。最近の事業状況を掲げる。

①内川地区婦人会五十九年度実施事業（豊岡市農協婦人部内川支部としての活動を含む）

会長岸本和子 八支部 会員数一九三名

- 町行事協力奉仕（成人病検診・河川愛護パレード・交通安全パレード・敬老会・共同募金）
- 研修会・講習会（町同教講演会・米料理研究会・婦人教育講演会・城崎婦人会の講演会——いずれも城崎婦人会と共同）

第二節 高度成長と観光事業

表98 昭和59年度 社会教育事業計画(公民館)
(文化教養事業)

・公民館教室			・社会教育学級		
民謡教室	月2回	高齢者	親子体験学級	年10回	中学年児親子
民踊教室	月2回	同	幼児教育学級	年8回	3,4,5才児親
お茶教室	月2回	同	地域婦人学級	(1年間)	(委託事業)
俳句教室	月1回	一般	しつけ学級	年10回	幼稚園児親
麦わら教室	月2回	同	地域学習会		町内会
・その他			・行事及講演会		
青年教室		青年	成人式	1月	新成人
リサイクル教室	年2回	一般	文化のつどい	11月	全町民
映写機講習	6月	同	家庭教育(講)		一般
			婦人教育(講)		婦人

(社会体育事業)

・スポーツ教室		・スポーツ大会	
テニス教室	5月(5回)	第2回湯の花健康マラソン大会	4月
婦人バレーボール教室	5月(4回)	第3回レディスバレーボール大会	5月
ボート教室	6,7,9月(3回)	第19回家庭婦人バレーボール大会	6月
ジョギング教室	9,10月(2回)	第3回城崎バドミントン大会	6月
卓球教室	1月(5回)	第16回城崎バレーボール大会	6月
スキ教室	2月(2日)	第37回町内対抗野球大会	8月
・レクリエーション(歩こう会)		第9回町内対抗ソフトボール大会	9月
来日山新緑登山	5月	第2回町民駅伝競争大会	10月
来日山雲海登山	10月	第23回町民運動会	10月
町民ハイキング	11月	第14回城崎町ソフトボール大会	10月
・但馬大会参加		第2回城崎町親善ゲートボール大会	10月
但馬総合体育大会 市町対抗駅伝大会	8月	第5回城崎バレーボール秋季大会	11月
	11月	第24回町民卓球大会	3月
		第13回町民バスケットボール大会	3月

表99 文化団体および体育団体一覧表（59年度）

<文化教会所属サークル>

グループ名	活動内容	グループ名	活動内容
読書グループ	読書回覧 感想座談会	謡曲同好会	謡曲及び仕舞のけいこと能楽鑑賞
見手山会	文教府の婦人大学卒業者による学習会	尺八竹之会	尺八同好会
はこべの会	一般教養と奉仕活動	琴蓼会	琴、三絃演奏
お茶を楽しむ会	まっ茶	音楽研究サークル	アンサンブル ピアノ指導法の研究
湯之花句会	俳句をつくりそれを研究する	詩吟の会	吟詠 漢詩をつくる
城崎短歌会	作歌指導と学習	民謡と踊りを楽しむ会	民謡、民踊
生花小原流	生花	婦人民踊サークル	民踊、新舞踊 日本舞踊
風信書道	書道	梢バレエ	パレーの基本練習 文化祭、発表会に出演
城崎写友会	写真撮影 技術の向上	K, D, C	ダンスを通して交流
麦わら教室	麦わら細工	日本舞踊サークル	文化祭、町への賛助 舞初会
麦わら研究会	麦わら細工の研究	ひまわり	社交ダンス (婦人のみ)
歌声サークル	月2回コーラス練習 音楽祭、文化祭出演	眺山会	一般民謡(唄) 研究

<スポーツ関係団体>

・体育協会所属団体	・スポーツ少年団
卓球協会	野球部
野球連盟	ミニバスクケット部
バレーボール協会	バレーボール部
バスケットボール協会	剣道
ソフトボール協会	・その他の団体
バドミントン協会	星空トリム(婦人)
テニス協会	トリムフレンド(同)
走ろう会(陸上競技)	ゲートボール協会

○郡・県婦人会関係（郡連婦人会総会・郡婦連親睦旅行・県連婦人大会・但馬婦人の集い・福祉祭ふれあいの集い）

○農協婦人部事業（市農協婦人部総会・但馬農協婦人部幹部研修・但馬農協ママさん大学・市農協婦人バレーボール大会・呉服展示即売会、再成ふとん工場見学・地区モニター会・販売委員会・組合フェア・婦人部長会）

○独自の事業その他（総会・支部長会・部落毎の座談会・合併話し合い）

②城崎婦人会五十九年度実施事業

会長河原登美子 組織（文化部・生活改善部・資金部・奉仕部）一九支部 会員数四〇九名

○町行事協力活動（湯島区養老会・敬老会・共同募金運動・歳末助け合い運動）

○研修会・講習会（同和教育講演会・米料理講習会・婦人教育講習会・栄養講習会・生活科学研修会・給食サービス研修会・講演会・同和研修）

○郡・但馬婦人会（福祉祭・郡更生保護婦人会・但馬婦人のくらし・但馬婦人会役員研修・郡婦連総会・但馬生活文化県民運動）

○独自事業（総会・清掃作業・運動会・親睦旅行・会報発行・ハイキング・内川婦人会と話合い・

くらしの会との話合い・老人会との話合い）

同和教育と
青少年育成 法として可決され、同和対策事業は「国や地方公共団体」の責任において推進しなければなら
昭和四十四年七月の国会で、「同和対策事業特別措置法」が十年間（後三年間延長）の時限立

ないことになつたが、当町では該当地区のないままに、「同対法」（略称）への対応が遅れた。四十七年十月北但同和促進協議会の下部組織として「城崎町同和推進協議会」（会長は町長）が発足したが、これといった活動はなかつた。

四十八年頃から県下の部落差別解消の運動が盛んになつてきたが、当町では同年六月、同和問題に対する町民の意識調査を行つた結果、その認識と関心の低さに気付き、温泉観光地として町民の意識改革の急務であることを痛感して、翌七月「城崎町同和教育推進協議会」（会長は井上教育委員長）を結成して、同和教育を積極的に推進することとなつた。四十八年度は町内会・商工会・旅館組合・老人会・婦人会・育友会などの団体役員、すなわち町内の指導層を中心とした研修を行つた。四十九年度は、町職員幹部・社会教育担当者・学校教員・「町同教」（略称）役員等で編成した推進班によつて、町内各地区を巡回して、一般町民に対し、「同対法」の趣旨の理解をはかり、部落差別の解消が日本民主化の最も重要な課題であつて、全国民一人一人が真剣に取りくまねばならぬ問題であることを中心に学習をつづけた。

部落解放運動も四十九年に入つてさらに高まりをみせ、自治体も学校も運動に関わらざるを得ないような状態となつてきた。こうした盛り上りの最中、四十九年十一月二十二日いわゆる八鹿高校事件が発生した。この事件は各方面に反省を促し、当町においても地域に即した同和教育の正しいあり方を模索する間、一時推進の低調化をまぬがれなかつたが、やがて、中立性をふまえた新しい展開をめざし、町同教の部会活動を中心に地道な研修・実践を歩みづけている。

五十九年度の組織と努力事項を示すと、

①部会組織

(第一類) 幼保部会・小学校部会・中学校部会・進路保障部会 (学校関係)

(第二類) 老人部会・婦人部会・青年部会・P.T.A.部会 (社会教育団体)

(第三類) 企業部会・労働者部会 (経済団体)

②努力事項

(方針) 人類普遍の原理である「人権尊重の精神」を全町民ひとりひとりが真底から理解し、いつでも、どこでも、誰とでも相手の人権を認め大切にしあうことのできることを大目標にして、「差別のない共に生きる社会づくり、町づくり」に努める。

1、研修活動の充実

各部会研修の充実、研修会・講演会の開催、兵同教・但同教その他研修会への参加

2、学校教育と連携した同和教育の推進

授業参観と研修、小・中学校同和学習資料「友だち」の研修、学習資料の整備

3、啓発活動の推進

同和教育講演会・映画会の開催、「同和教育兵庫」(兵同教機関紙)の購読、町広報へ啓発記事「みちしるべ」の連載、ポスター作品等の掲示

昭和二十八年総理府に「青少年問題審議会」が設けられると同時に「地方青少年問題協議会設置法」が公布されたが、当町では昭和三十年五月、「城崎町青少年問題協議会」(会長は町長、委員は町職員・議員・有識者十人以内)を設置した。この会が調査と審議を主とする官製的なものであるところから、翌三十一年六月その実行組織として官民合同の「城崎町青少年育成協議会」(委員長は公民館長、副委員長は小・中・定期制各P

T A 会長、婦人会長、青年団長、子供会育成連合会長の六名)が結成された。

昭和三十年代前半は、小学校では子供会育成会の活動が活発であり、中学校でも学校教育と育友会補導活動がうまくかみ合つて、青少年育成は順調な経過をたどっていた。ところが高度成長期に入つて、浴客や行楽客がふえるにつれて、町の繁栄に寄生する暴力団の活動が顕著になってきた。そこで三十年代後半から四十年代にかけて、町では暴力追放運動が強力に展開されたが、その間青少年育成は、その運動の一環として行われてきた。

三十七年六月「ホスピタリティー推進委員会」が結成されたが、その趣意書によれば、

「ホスピタリティーとは“手厚いもてなし”“歓待”とかの意で、町ぐるみでこの精神をもりあげ、好感のもてる観光の町としての施設と心掛けを高める運動を推進することが緊急必要である。従来暴力追放、道路を広くきれいにする運動、青少年問題協議会がそれぞれ併立して運動するのではなく、これらを一本化した運動として再組織する」。

そしてその重点目標として ①暴力追放 ②青少年愛護 ③交通秩序 ④環境衛生 ⑤同和促進をあげている。会長は町長、副会長は各種団体代表、顧問に警察署長と福祉事務所長、事務局長は教育長、上記五部門に部長・副部長・委員を置く。委員総数約五〇名、文字通り官民合同の統一組織であった。そして三十九年六月暴力団発砲事件を契機に、暴力追放運動は一気に盛り上つて、四十五年頃ようやく所期の目的が達成された。その頃全国的に青少年非行が増加して社会問題化して行く中で、当町では観光地であるにもかかわらず比較的穩やかに過ぎていったが、昭和五十年の夏休み明けの九月、中学生の集団万引と喫煙とリンチ事件(いじめ)

等が同時に明るみに出た。これをめぐって学校や教委や警察など関係機関で協議の結果、これを単なる偶発事件とせず、地域社会に根源があるものとみて、町ぐるみで青少年健全育成に取り組むこととなつた。そして有名無実の存在となつていた「青少年問題協議会」を拡充強化してこの運動を推進することになり、関係諸団体の力強い協力を得て、昭和五十一年四月一日「青少年健全育成に関する宣言」を発表して、今後町ぐるみでの問題に取り組む方針を明らかにした。つづいて運動方針・実践目標・事業計画等を立案の上、六月二十五日町民三〇〇名の参集を得て、第一回城崎町青少年健全育成推進大会を開催した。その議事日程はつぎの通りである。

宣言文朗読、実施要綱（実践目標・基本方針等）説明、関係団体実践項目発表、事例発表（実践報告）、
大会決議、講演（関西大学越川教授）

その後事業計画にもとづいて実践活動が進められたが、その実績が認められて、五十一年度には県より、「青少年育成モデル地区」の指定を受けて、さらにその実践を広め深めていった。

こうした実践活動の中で、その中心となってきた推進指導員月本陽蔵から、育成運動の底辺を広げ、よりきめ細かくするために、地区（町内や部落）に足場をおく「町民会議」の結成が提唱された。「町民会議」は身近に事例があるが、「町民会議」は見習うモデルがないので、具体的な在り方について、研究討議を重ねた結果、五十三年四月頃ようやく成案を得て、五月二十六日「青少年育成城崎町民会議」設立総会が開催された。その設立趣旨について、広報紙上でつぎのように説明している。

「明日にならう青少年が健やかに成長してくれることは、私達全町民の最大の願いといつても過言ではな

いと信じます。（中略）従来本町内の青少年の健全育成に関しては、各種の団体が個々の活動計画にもとづいてなされ、重複したところが多くありました。これに対する反省として、各町内に足場をおくと同時に各団体間の連絡調整を図っていく中で、青少年愛護の徹底と新しいコミュニティづくりを目指して、念願の青少年育成城崎町民会議がスタートいたしました」。

当初の役員構成は、会長前田豊実、副会長竹内武治・今井功、理事四名、運営委員二〇名内外で、顧問に町長・教育委員長、参与に教育長・公民館長・小中学校長となつており、方針や目標としてつぎのことを掲げている。

○実践目標「家族だんらんの時をもとう・愛の一聲運動をひろげよう」

○しつけの基本方針「自制心を育てる・思いやりの心を育てる」

○努力目標

〔①町民会議の組織強化と活動促進 ②青少年団体活動の育成と指導者の育成 ③中学生・高校生の活動参加の促進 ④非行防止の強化〕

なお初年度の事業として、地域ぐるみラジオ体操、育成パトロール、育成だより発行、育成者研修会、高校生の集い、講演会などがあげられている。

その後、警察署の企画による「少年を守る日」運動を組織の中にとり入れて、補導活動を強化し、着実な歩みをつづけていく。その実績が認められて、昭和五十八年十一月二十四日「青少年育成全国会議」より表彰を受けた。

表100 文学作品集録文献

年次	書名	編者	摘要
明治16	浴沂諷詠拾遺	三宅竹隱	古代から近世までの詩や歌
同 27	補遺浴沂諷詠臥遊集	結城蓄堂	上記を増補したもの
昭和9	但馬吟詠集	橋本弁治郎	上記に収めたものを中心とし但馬の古來の詩歌
同 30	城崎文学読本	宮崎修二朗	近代文学を主として集録
同 40	城崎文学読本	伊藤俊三	上記を増補したもの 近世の作品も含む
同 49	きのさき語りぐさ	児島義一	民間の伝承説話を集録
同 50	城崎文学アルバム	萩原一郎	古代から現代までの文学遺産紹介
同 54	円山川文学散歩	萩原一郎	円山川下流に関する文学作品を集録

文学遺産の顕彰 当町は遠く平安の昔の藤原兼輔、大中臣能宣の詠歌以来現代にいたるまで、数多くの文学作品が遺されている。それらの作品についてはそれぞれの年代で紹介してきたが、ここではそれを集録した文献を表示する。

なお昭和五十二年十一月には「町立文芸館」が開設され、当地にゆかりのある文人・画家の書や絵を展示（町内所蔵家諸氏の厚意により）して一般の観賞に供することにしたが、観光資源の一つとしての役割を果たしてきている。

ついで、昭和五十六年度兵庫県モデルコミニティ地区の指定を受けた機会に、その事業の一つとして町内要所十カ所に文学碑を建立して、既設の文学碑と合わせて文学散歩道として整備した。町内の文学碑を表にして掲げる。

当町は古来多くの文人墨客が来遊するので、自然住民の文化活動 町民の文學 水準も高く、江戸中期頃から漢学や俳諧が盛んだったことが、断片的な記録から推測される。明治期でも旅館の主人達で俳句をたしなむ仲間があつたことが来遊作家の紀行文に記されているが、震災のためか資料は残っていない。

表101 文学碑一覧表

(昭和60年現在)

作 者	種別	設置場所	作 者	種別	設置場所
島崎 藤村	散 文	駅 舎 前	吉井 勇	短 歌	まんだら湯 前
柴野 栗山	漢 詩	東 山 公 園	松尾 芭蕉	俳 句	月 見 橋 前
村瀬 藤城	漢 詩	同 上	菅沼 奇 潤	俳 句	鴻 の 湯 前
白鳥 省吾	俗 誠	同 地	田中 冬二	現代詩	晴 嵐 亭 前
富田 碎花	短 歌	柳 湯	直哉	散 文	ロープウェー 前
与謝野 寛	短 歌	湯 湯	志賀 有島	歌 句	薬 師 堂 前
与謝野 晶子	短 歌	前	山口 加茂	俳 句	温泉 寺 参 道
松瀬 青々	俳 句	前	山口 季鷹	歌 句	同 温泉寺 境内
西坊 千影	俳 句	上	吉田 誓子	短 俳	ロープウェー 頂
司馬遼太郎	散 文	庭	吉田 兼好	短 俳	二見八幡社
藤井 重夫	散 文	前	加茂 直兄	長 歌	
		つたや別館前			

大正に入つて、当時関西俳壇に重きをなしていた松瀬青々門下として植村萬頃と西村方壺の二俳人が出た。

◇植村萬頃（一七七三～一九二五）は出石町に生れ、大正初期に城崎に転居してきた。早くから青々に師事して、いわゆる「倦鳥」俳句を但馬に導入した先駆者である。俳句とともに俳画もよくしたが、大正十四年の北但震災で圧死した。その直前手折つてきた野あざみを写生しようと、絵筆を握つたまま亡くなつたというが、この話を聞いた師の青々は「絵に描くと取りしを果ての夏花かな」の悼句をおくつてきている。昭和四十八年遺族の手で

『萬頃句集』が編まれた。

湯けむりの奥の冬山紅葉かな

萬頃

行水の
鹽なじに余る女かな

同

山の萩湯槽ゆぶねにうつり一人なる

同

句の仲間に西村方壺、太田垣爛生、井上掃花などがあつたが、掃花も地震で圧死した。

◇西村方壺（一八八八～一九七三）但東町大石家の出で当町「ゆとうや」に養子に入る。大正六年頃から青々に師事して俳句を始めた。昭和三年同門の句友の協力を得て俳誌「浦垣」を発行している。戦後十年余り町長の任に就く。断続的ではあつたが、当町俳句の振興に力を入れた。昭和四十一年十一月、句集『土筆屑』

を発刊した。その中から「できごと」に関するもの数句を掲げる。

逃れ出て小山越し行く豆の花（北但大震災）

方壺

何もなき家の広さよ夜寒月（震災後住宅竣工）

同

朴の花古里遠き仏達（海軍病院告別式）

同

みことのり拝す妻子の顔に汗（終戦）

同

とんだことしたと云はるる暑さ哉（町長当選）

同

つぎに公民館の俳句教室について述べる。二十五年十一月西村方壺（町長で公民館長兼任）の首導で十数名の同好者によつて俳句会がはじめられたが、二年間ぐらいで中絶。三十三年六月豊岡の俳人京極杞陽（高浜虚子高弟）を指導者に迎えて俳句会を再開したが、

約一年間で再び中絶。三十八年十一月西村方壺を中心にして復活し、四十年六月頃までつづいた。

昭和五十年一月萩原教育長（京極杞陽門下）を指

導者として復活再開、「湯の花句会」と名づけ、会員二十余名で現在まで熱心につづけている。会員中新聞俳句等に投稿して入選した句の一部を掲げる。



写240 西村方壺と植村萬頃の句集

摘草やいくたび母を呼びにけん

松井万作（朝日俳壇）

等間隔保ち目まとひついてくる

白岩幸子（同）

鳥雲に翼欲ししと思ふ日も

山田達子（神戸新聞）

草萌えて声は腹から但馬牛

稻葉斑兎（NHK俳句）

つぎに短歌であるが、弘報によれば、昭和二十九年には、公民館事業として歌人田中寒楼を招いたりして、数回にわたり短歌研究会を開いているが、みのらなかつたようで年内に消えている。昭和五十五年八月谷口野生男（丸山修三門下）を指導者に、同好者十余名が寄つて「城崎短歌会」を作り、月一回程度歌会を開いて作歌と研究に精励している。

なお独自の立場で作歌にいそしんでいた西村敏子（一九一九—一九七八）がある。敏子は播州西脇市に生れ、昭和十八年当町西村家（西村屋）に嫁し、終戦前後の苦難の時代から老舗旅館の主婦として家業の発展に努力した。昭和三十九年より氣比短歌会に所属し、四十二年六月神戸の歌誌「草原」の同人となる。歿後間もなく五十三年十月遺族により遺歌集『紫の花』が発刊された。その中の数首を掲げる。

すなおなる心に仕えいる日にて姑の老いしをつくづくと思う

敏子

金策に悩める夫の師走なり庭の落葉よ金に化けぬか

敏子

さからいて旅に出でしが子等のこと気にかかり居て夜半の雨さく

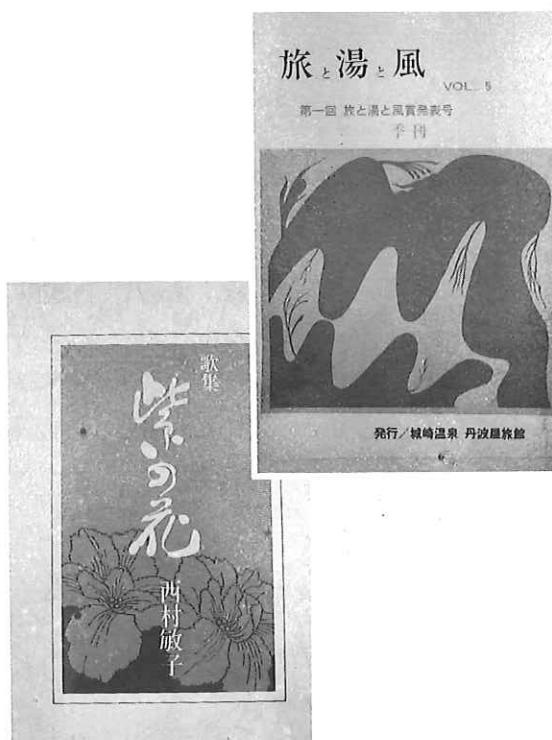
敏子

旅館かと言いたる友にこだわりつつ今宵も客の酒の燭する

敏子

ひと一人求めることも出来ぬかと我叱りつつ凍てる道ゆく

敏子



写241 歌集『紫の花』と文芸誌『旅と湯と風』

昭和四十六年九月当町中村信雄が中心となつて季刊誌『旅と湯と風』が創刊された。当初は旅館の紹介宣伝を主目的として丹波屋旅館を発行所としたが、第三号から文芸誌をこころざし、五十三年から中村自身が編集人と发行人を兼ねることにした。早くから同人文芸誌としてかなりの評価を得ているが、但馬文化協会機関誌「たじま」六号（四十八年）にも「但馬にすばらしい文芸誌が発行されている、『旅と湯と風』である……、その内容は非常にすぐれたもので、北兵庫の一角でこのような文芸誌を発行していることは、まさに驚嘆に値する」（上田平雄）と紹介されている。

五十六年中村の東京転居に伴い発行所も東京に移したが、現在まで確実に季刊を維持して五十数号に達し、同人数全国に二五〇名、掲載作品は毎号「文学界」「文芸」などにとりあげられてレベルの高さを誇っている。本拠は東京に移ったが、今までいろいろな面で城崎とのつながりは失っていない。

当町には、円山川
西岸に点在する大
文化財の保護

表102 指定文化財一覧表

	種別	名 称	指定年月日	摘要
国 指 定	建造物	温 泉 寺 本 堂	明37.2.18	南北朝の頃の建造。和・唐・天竺三様の折衷様式の建物。昭和43年8月解体修理工事着手。45年12月完了。
	彫 刻	木造十一面觀音立像	明37.2.18	温泉寺本尊。桧材一本造りの立像で高さ195.4cm。平安中期の作と推定。
	彫 刻	木造千手觀音立像	大元.9. 3	温泉寺本坊持仏堂安置。高さ145cm。桧材一本造り。平安後期の作と推定。
	絵 画	絹本着色十六菩薩像	大元.9. 3	温泉寺蔵。鎌倉時代の作とされるが平安末期の典雅な作風を残す。
県 指 定	建造物	温 泉 寺 宝 築 印 塔	昭36.3.23	多宝塔の西側のもの(西塔)。塔の高さ170cm。花崗岩製。鎌倉後期造。
	彫 刻	温泉寺四天王立像(四軀)	昭43.3.29	木造。平安初期の作と推定される。
	史 跡	二 見 谷 古 墳 群	昭50.3.18	6世紀後半頃の築造。1号墳・4号墳は家型石棺を内蔵する大型の横穴式石室をもち、有力氏族の存在を示す。
	彫 刻	温泉寺木造仁王像(二軀)	昭59.3.26	温泉寺山門の左右に安置。像高は295cm前後。平安末期の作とされている。
町 指 定	建造物	弁 天 山 宝 築 印 塔	昭50.3. 1	南北朝時代応安元年の銘がある。 現高159cm。越中治郎兵衛供養塔と伝えている。
	建造物	桃 島 宝 築 印 塔	昭50.3. 1	南北朝時代の造立。現高171cm。 山名家累割系の碑と伝えられている。
	建造物	温 泉 寺 宝 築 印 塔	昭50.3. 1	東塔と称する。現高157cmで花崗岩製。室町時代の造立と推定される。
	絵 画	紙本温泉寺縁起図	昭53.4. 4	温泉寺所有。美術館に展示。 海北友竹(1656~1726)画
定	絵 画	襖 絵 那 智 群 山 図	昭53.4. 4	温泉寺本坊・斎藤崎庵作。
	絵 画	襖 絵 竹 図・渭川煙雨図	ク	同
	絵 画	紙本山水図(一軸)	ク	同
	建造物	温 泉 寺 山 門	昭58.5. 4	総檼造り。三間一戸、二階二重門。入母屋造。明和年間の建立。
国・県・町の指定文化財を一 て文化財保護体制を整えた。	建造物	極 楽 寺 山 門	昭58.5. 4	三間一戸。樓門入母屋造り。上記と同年代の建立と考えられる。

型古墳や温泉寺を中心とする建造物や仏像など、多くの貴重な文化財が存在する。中には温泉寺本堂や十一面觀音像のように、明治の頃に国宝(旧)の指定を受けて特別に保護されてきたものもあり、近年には県の指定を受けて保護されるものもできたが、な

お町内にはそれら以外に保護保存すべきものがすくなくなりので、昭和四十八年三月「文化財保護条例」を、ついで四

十九年五月、「城崎町文化財指定に関する規則」を制定して文化財保護体制を整えた。

覽表（表102）にして示す。

天然記念物「玄武洞」について、観光資源と文化財保護の立場から記述する。「玄武洞」は文化
玄武洞と
舟小屋
四年（一八〇七）幕府の儒官柴野栗山（一七三六～一八〇七）によって名づけられたもので、中
国の四神の一つ「玄武」に由縁する（四神は青龍・白虎・朱雀・玄武をいい、玄武は北方の神で亀に蛇の巻き
ついたさまをしているという）。



写242 玄武洞（青龍洞）

この洞はそれ以前からこの地方では奇勝として知られていたが、（宝暦一三年刊「湯嶋道中独案内」など）栗山命名以後は、この大儒を追慕する漢学者・文人が相ついで訪れ、天下の奇勝として広く知られるにいたつた。江戸時代から多くの詩文が遺されているが、玄武洞と城崎温泉との関係について、明治末期に訪れた国文学者大町桂月は、つぎのようにいっている。

但馬の玄武洞か、玄武洞の但馬か、但馬の山水は玄武洞あるを以て天下遊客の心を惹く。而して玄武洞は城崎温泉を距ること一里ばかりに過ぎず、温泉を主にして言えば玄武洞は城崎温泉の一景物也（城崎温泉の七日）。

玄武洞は行政区域としては豊岡市に属するが、土地の所有者は城崎町で、桂月のいうように古来城崎温泉の一景物として今日におよんで



写243 玄武洞に着かれた両陛下

いる。近代に入つて観光名所としての名が高まるにつれて、いろいろな施策が講ぜられてきた。以下それらを年表形式で記する。

明治四四年 八月 鉄道院总裁後藤新平が城崎来湯の際、橋本内川村長が駅の設置を請願し、敷地及び六百円寄附の条件で許可された。
同四五五年 三月 簡易駅設置（豊岡駅長の管理下、三月～一月の間開業）。

大正九年 六月 玄武洞土地建物株式会社設立、遊覧船施設完成。

同一四年 五月 北但大地震により岩石崩壊、直後応急復旧工事施行。

昭和六年 二月 天然記念物指定。

同九年 七月 玄武洞駅独立駅となる。

一二年 五月 玄武洞駅改築。

同三年一二月 豊岡市と合同して復旧整備作業を行う。

同三四四年 四月 玄武洞無料休憩所開設。

同三九年 二月 玄武洞渡船觀光株式会社設立。

同四三年一〇月 天皇・皇后両陛下御視察（渡船往復）。

同四五年一二月 玄武洞駅無人駅となる。

同五七年七月 皇太子御夫妻玄武洞御視察（右岸道路経由）。

つぎに舟小屋であるが、当町は円山川河口に近く、河岸の戸島・楽々浦地区は古くから川漁業を営み、その水辺にはとま（葦）で屋根をふいた舟小屋が連なつて特殊な景観を呈してきた。ところが戸島のそれは河川改修によつてすでに姿を消し、楽々浦に残る舟小屋群も近年その数を減じた上に、屋根も次第にとまからトタン（鉄板）へ変るなど、往時の面影を失つてきて、やがて姿を消すのではないかと思われる事態となつた。

五十一年には町文化財審議会から風致建物群として保存方策についての建議がなされ、五十二年には民俗学

者（広島工大・地井助教授）から保護保存について勧告を受けた。将来にわたる保存は特別な行政措置を講じない限り困難であるが、現段階としてはとりあえず現状の記録を行うこととなり、五十四年十月調査報告書が作成された。

第三節 町の現況と課題

(1) 農業の機械化と水田再編

農業基盤と自然的条件 城崎町の農用地の状況は、農業振興地域整備計画策定基礎資料（昭和四十九年七月）によれば、農用地面積一七五㌶の内、田一二五㌶、畑三十四㌶、樹園地十六㌶で、経営面積一戸当たり平均五十八㌶であり、土地基盤整備が出来ていないので、一筆あたりの面積は大きい区画で十九㌶～十五㌶、平均六㌶となっている。集団的農地として一団地三十一㌶～十㌶が四団地で、他は山間棚田であり、水田は低湿田、樹園地は傾斜度十五度位で、農業生産基盤の状態は極めて悪い。農用地の分散状況は一集落ごとに農地があるが、二～三団地に出作となつてゐる。一戸あたり農家では三～四カ所、多い農家になると五～七カ所にも分散しており、労働生産性に乏しい状態となつてゐる。農業水利は、各谷合小河川水系より取水し農業用水となつてゐるが、円山川は夏期には塩水となるため、農業かんがいは不可能で天水にたよらざるを得ない状況となつてゐる。加えて当町は、円山川河口に位置しており、毎年梅雨、台風時には、円山川の氾濫により円山川水域の農用地は冠水、埋没、流失等の被害に見舞われ、いわば常習水災害地となつてゐる。

第五章 現代の城崎

表103 農業生産の推移(農林業センサス、町統計による)

(単位千円)

プロイラー にわとり	豚	乳牛	肉牛	栽培茸類	飼料作物	工芸作物	花き	果樹	野菜	いも類	雜穀豆類	麦類	米			昭和三十五年	昭和四十年	昭和四十五年	昭和五十年	昭和五十六年
														作付面積	生産量	粗生産額	作付面積	生産量	粗生産額	
一	三、 〇〇羽	二三頭	一頭	三〇頭	一〇、 〇〇本	—	—	—	三七	一五七	〇・八七	九	一六〇七	五八六	四〇、六三七	一四八七	六三一	一四〇七	五八八	
一	三一、 五七	一〇〇	—	一五	一〇	—	—	—	九〇	三九〇	四〇八	一六	一八	五八六	四〇、六三七	一四八七	六三一	一四〇七	五八八	
一	六、 三〇〇	八〇〇	—	一、 二五〇	五〇〇	—	—	—	四五〇	五、八五〇	六、 二二〇	一二二	九〇〇	一四八七	六七七	一七七	一四八七	六七七	一四〇七	五八八
三五〇	四、 三九羽	六六頭	—	八頭	五、 〇〇本	—	—	—	六七	一〇七	八七	一八	一〇〇	三六〇	三六〇	二〇〇	一四〇七	一四〇七	一四〇七	五八八
三〇〇	四五、 一七	三三〇	—	六七	五七	—	—	—	一八〇	一九七	三六七	三六七	一〇〇	一四四	三九〇	三九〇	一四〇七	一四〇七	一四〇七	五八八
六〇	九、 〇三〇	二、 六四〇	—	四二〇	二五〇	五七	九	〇〇〇	九七	一七〇	一七〇	一〇〇	一四四	六七四	六七四	二〇〇	一四〇七	一四〇七	一四〇七	五八八
四、 〇〇〇	三、 六〇〇	二、 〇〇〇羽	一〇八頭	一頭	二七	五〇	三七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
三、 六〇〇	二一、 一七	四二〇	三二〇〇	—	一	二頭	四〇〇	一	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
六六〇〇	二五、 〇〇〇	二〇羽	—	—	—	六〇〇	三頭	一	一七	八〇〇	一七	九	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
一	—	—	—	—	—	三七	一七	—	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
七三〇〇	七三	—	—	—	—	一、 〇〇〇	三七	一	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七